

香取市

第3次障害者基本計画

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

(案)

目次

第1章	計画策定の基本事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の対象と範囲	5
第5節	計画の策定体制	5
第2章	障害のある人を取り巻く現状	6
第1節	統計からみる現状	6
第2節	アンケート調査の結果	10
第3節	当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施結果	20
第4節	前回計画の進捗状況	24
第3章	計画の目指す方向	30
第1節	計画の基本理念	30
第2節	計画の基本目標	31
第3節	計画の体系	33
第4章	障害者施策の展開	34
基本目標1	障害に対する理解の浸透と協働の推進	34
基本目標2	保健・医療の充実	39
基本目標3	療育・教育体制の充実	43
基本目標4	雇用・就労の促進	47
基本目標5	生活支援サービスの充実	50
基本目標6	生活環境の整備・充実	54
基本目標7	スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進	58
第5章	障害福祉サービス等の提供	61
第1節	障害福祉の充実のための成果目標	61
第2節	障害福祉サービスの見込み量と確保策	65
第3節	障害児福祉サービスの見込み量と確保策	70
第4節	地域生活支援事業の見込み量と確保策	73
第6章	計画の推進体制	77
第1節	役割と推進体制	77
第2節	進捗管理・評価	78

第1章 計画策定の基本事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

本市では、「誰もが安心して生き生き暮らせるまちづくり」の理念のもとに、平成24年度から「香取市第2次障害者基本計画」を、平成27年度から「香取市第4期障害福祉計画」をもとに障害者福祉を推進してきました。

国においては、障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）など、国内法の整備が進められたほか、平成30年（2018年）には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）及び児童福祉法が改正され、障害のある人の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の障害者制度の動向を踏まえ、本市におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「香取市第3次障害者基本計画」「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

■近年の障害者制度に関わる国の動向

年月	内 容	
平成17年10月	「障害者自立支援法」成立	●身体・知的・精神の3障害のサービスの一元化や支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入などが始まる。応益負担によるサービス料が一部自己負担となる
19年2月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置	●利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進の措置を講じる
22年6月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定	●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る ●障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指す
22年12月	「障害者自立支援法」の一部改正	●発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化する
23年6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）成立	●障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める
23年7月	「障害者基本法」の一部改正	●目的規定や社会モデル*の考え方を踏まえた障害者の定義などの見直し、地域社会における共生等、合理的配慮の否定を含む差別の禁止、国際的協調などについて定める

*社会モデル：障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方。

年月	内 容	
24年 6月	「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」）」成立	●国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める
24年 6月	「障害者総合支援法」成立	●「障害者基本法」の一部改正を踏まえた基本理念や障害者の範囲の拡大などを定める
25年 6月	「障害者差別解消法」成立	●障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定める
26年 1月	「障害者の権利に関する条約」批准	●障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している
28年 5月	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立	●障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等について定める（平成30年4月1日施行）
28年 5月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立	●発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進、発達生活全般にわたる支援の促進、発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保などを定める

第2節 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスなどの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す「障害福祉計画」の性質を併せ持つ計画です。

さらに、平成28年6月に改正された児童福祉法に基づく、障害児通所支援等の種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す「障害児福祉計画」についても、本計画に含むものとします。

■計画の法的根拠と位置づけ

障害者基本計画：	【法令根拠】 障害者基本法 【位置づけ】 障害者の状況などを踏まえ、障害者施策の方向性を示す総合的な計画
障害福祉計画：	【法令根拠】 障害者総合支援法 【位置づけ】 障害福祉サービス及び地域生活支援事業などの実施に係る目標や必要量を定める計画
障害児福祉計画：	【法令根拠】 児童福祉法 【位置づけ】 障害児通所支援などの実施に係る目標や必要量を定める計画

■障害者計画の障害者基本法における位置づけ

(障害者基本計画等)

第十一条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

■障害福祉計画の障害者総合支援法における位置づけ

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

■障害児福祉計画の児童福祉法における位置づけ

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

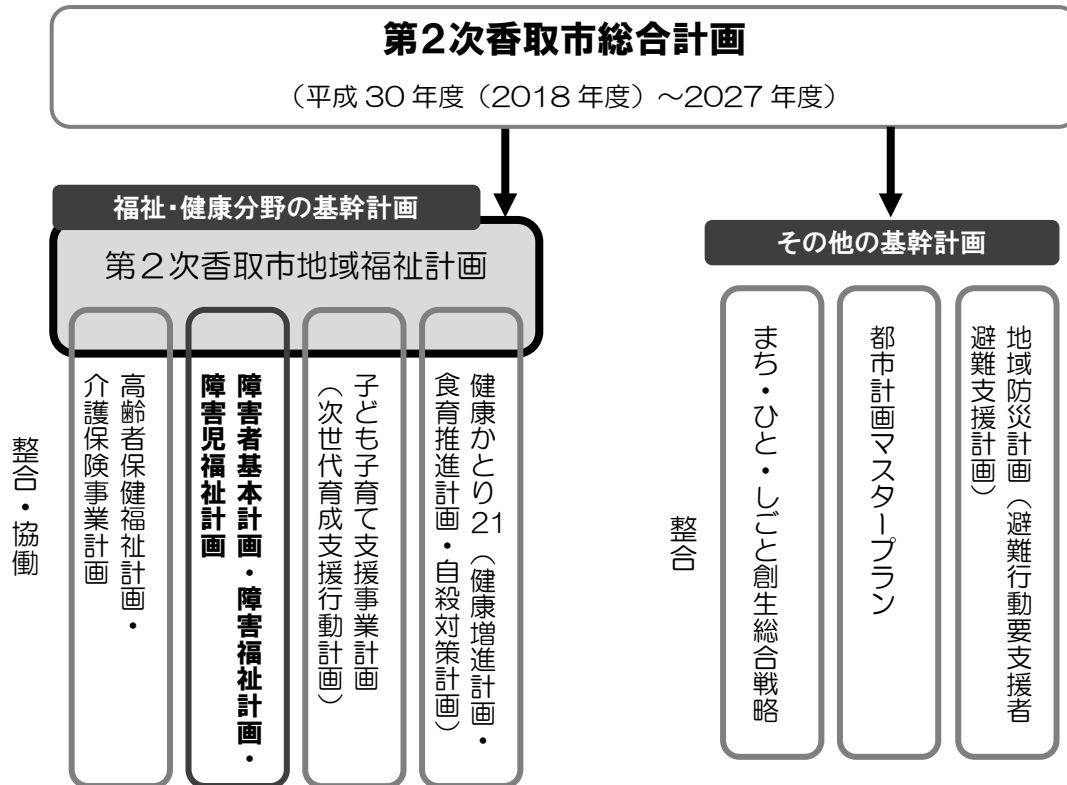
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 各種計画における位置づけ

市の最上位計画となる「第2次香取市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「香取市地域福祉計画」の基本理念や考え方を共有した計画として位置づけます。また、各種関連計画と調和を保った計画として策定します。

■各種計画における位置づけ



第3節 計画の期間

本計画の期間は、障害者基本計画は平成30(2018)年度から2023年度までの6年間、障害福祉計画・障害児福祉計画は平成30(2018)年度から2020年度までの3年間とします。

■各種計画における位置づけ

計画名 \ 年度	平成 29	平成 30 (2018)	2019	2020	2021	2022	2023	2024
障害者基本計画	第2次	第3次						
障害福祉計画	第4期	第5期			第6期			
障害児福祉計画		第1期			第2期			

第4節 計画の対象と範囲

本計画では、身体障害、知的障害、精神障害に加えて、自閉症スペクトラム（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害などの疾病や障害のある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、地域の資源や課題を洗い出し、計画案づくりに生かしました。

また、「香取市地域自立支援協議会」において、計画案の審議・検討を行いました。

■アンケート調査

障害のある人の日頃の生活の様子、福祉サービスなどのあり方に対する考えや利用意向を把握し、計画検討の資料とするため障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

区分	対象	配布数	回収数	回収率
当事者 (障害のある人)	障害者手帳をお持ちの市民	3,501 件	1,655 件	47.3%
市民	無作為抽出による 18 歳以上の市民 ※地域福祉に関わる内容を中心としながら、一部の設問において、障害への理解などについておうかがいしています。	3,500 件	1,182 件	33.8%

■事業所・団体ヒアリング調査

計画策定にあたり、障害のある人に関わる関係団体などの意見や課題などを把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

■市内における施策の評価及び検証

市の施策の実施状況などの評価・検証、施策の検討を行いました。

■香取市地域自立支援協議会

地域自立支援協議会の各部会における協議を通じて、障害のある人の地域生活を支えるための課題を把握するとともに、計画策定に関する意見集約を行いました。

■パブリックコメント

今後実施予定

第2章 障害のある人を取り巻く現状

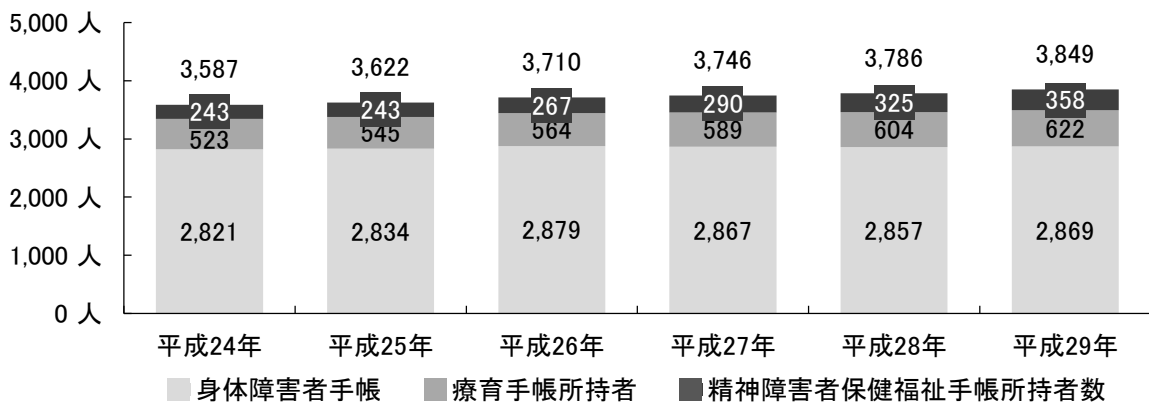
第1節 香取市の障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数では平成24年以降、微増傾向で推移しており、平成29年には3,849人となっています。また、手帳別では、身体障害者手帳所持者がほぼ横ばいで、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向で推移しています。

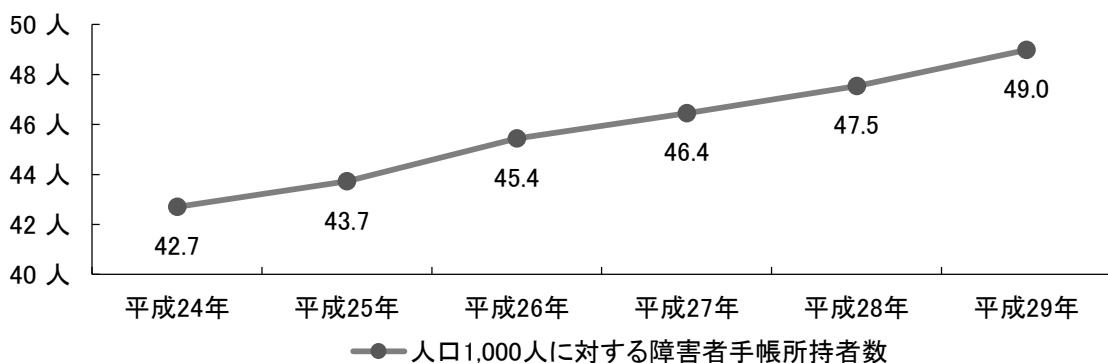
また、人口1,000人に対する障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：千葉県（各年4月1日現在）

■ 人口1,000人に対する障害者手帳所持者数の推移



資料：千葉県（各年4月1日現在）

※分母となる人口は千葉県「年齢別・町丁目別人口」による

(2) 身体障害者の状況

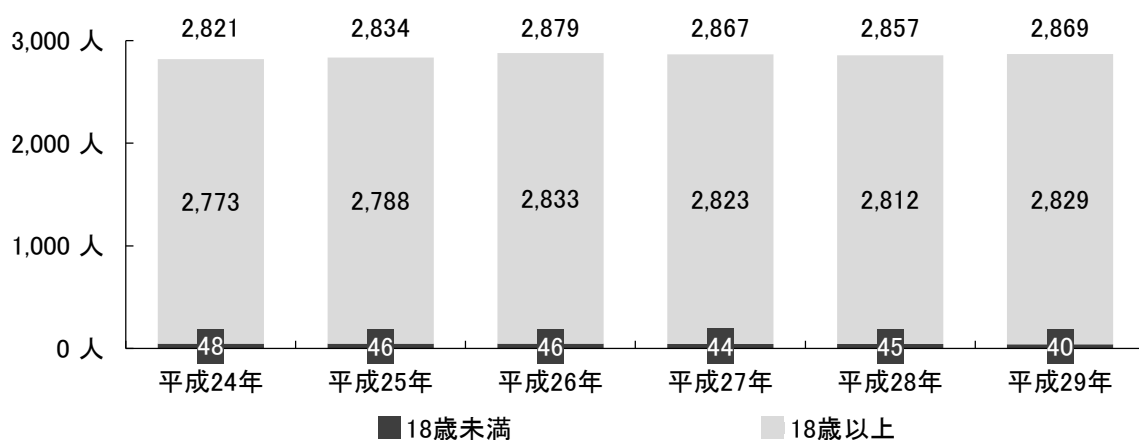
身体障害者手帳所持者の総数は平成 26 年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年は 2,869 人となっています。

年齢別で見ると、18 歳未満・18 歳以上いずれも微減で推移しています。

等級別で見ると、各級ともに微増減を繰り返しながら推移する中で、一貫して 1 級が最も多くなっています。

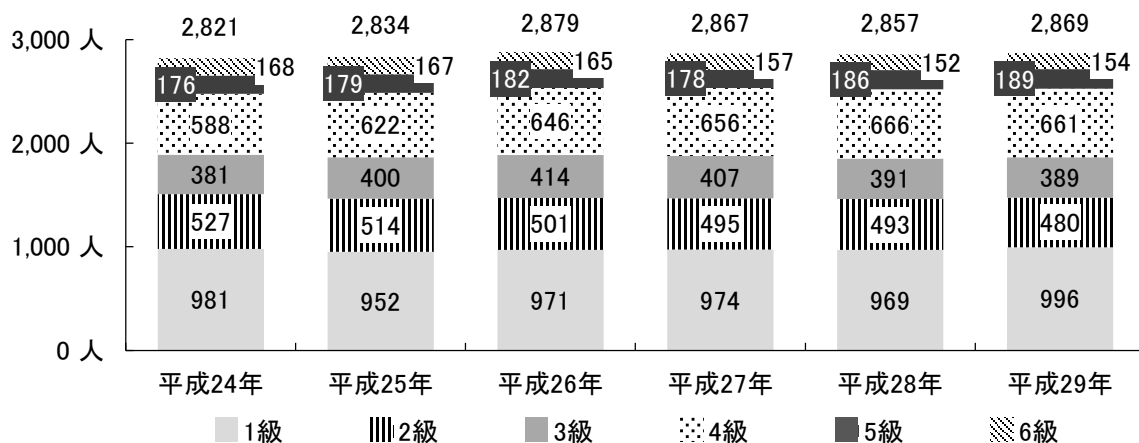
障害の種類別で見ると、各年ともに肢体不自由が最も多く、内部障害は増加傾向で推移しています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



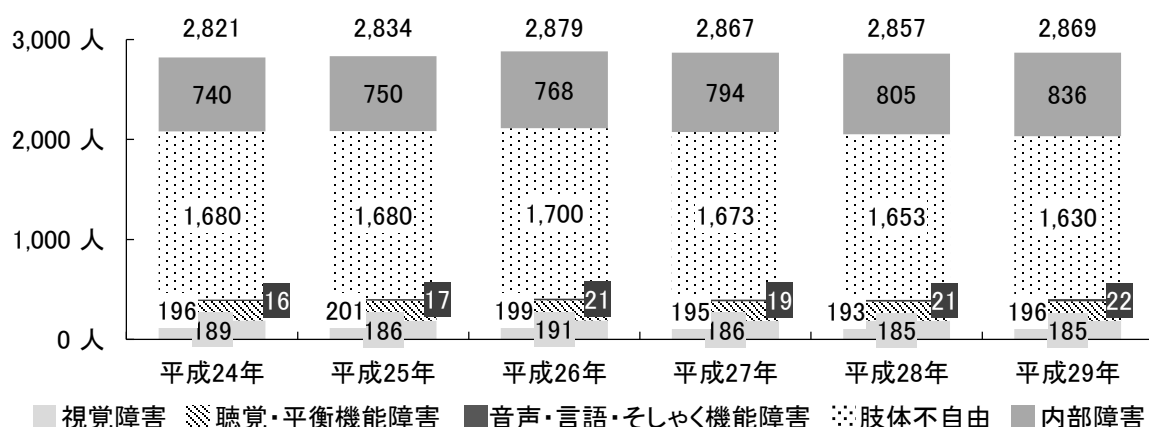
資料：千葉県（各年4月1日現在）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：千葉県（各年4月1日現在）

■障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：千葉県（各年4月1日現在）

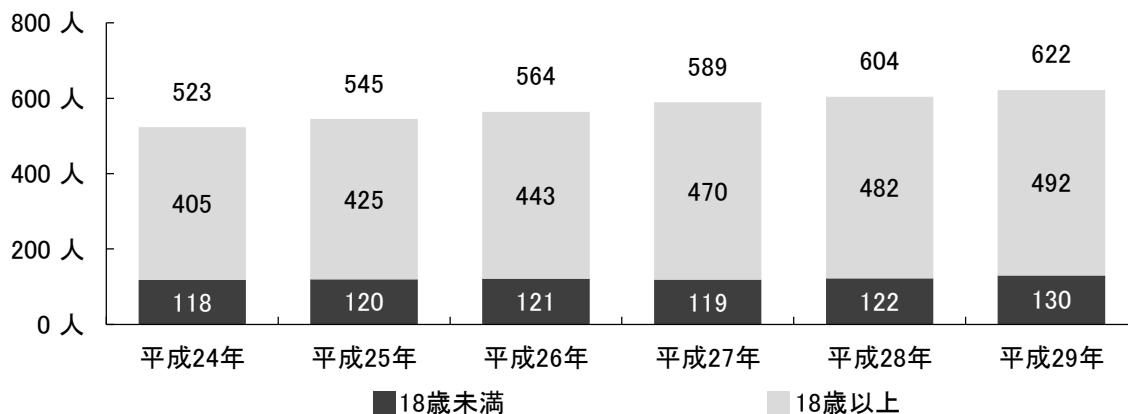
(3)療育手帳の状況

療育手帳所持者の総数は増加傾向で推移し、平成29年は622人となっています。

年齢別で見ると、18歳未満は平成29年に増加しており、18歳以上は毎年増加傾向で推移しています。

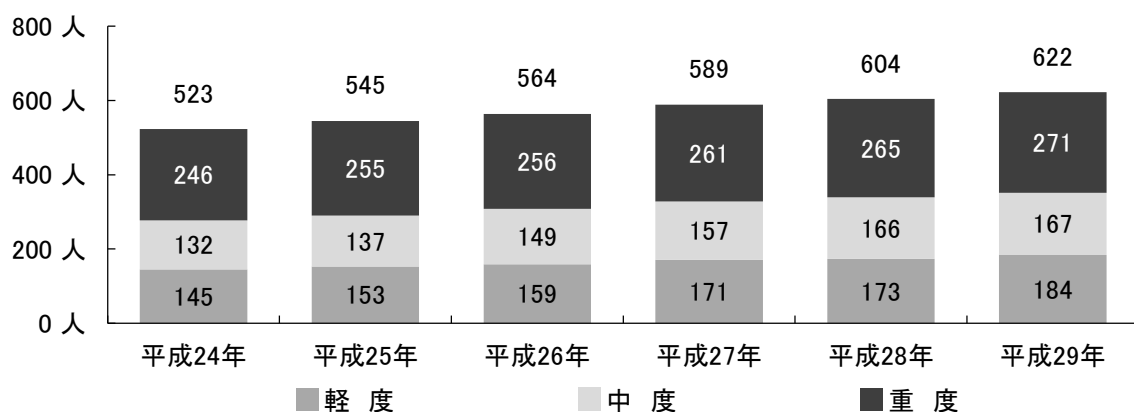
等級別で見ると、いずれも増加傾向で推移しており、一貫して重度が多くなっています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：千葉県（各年4月1日現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移



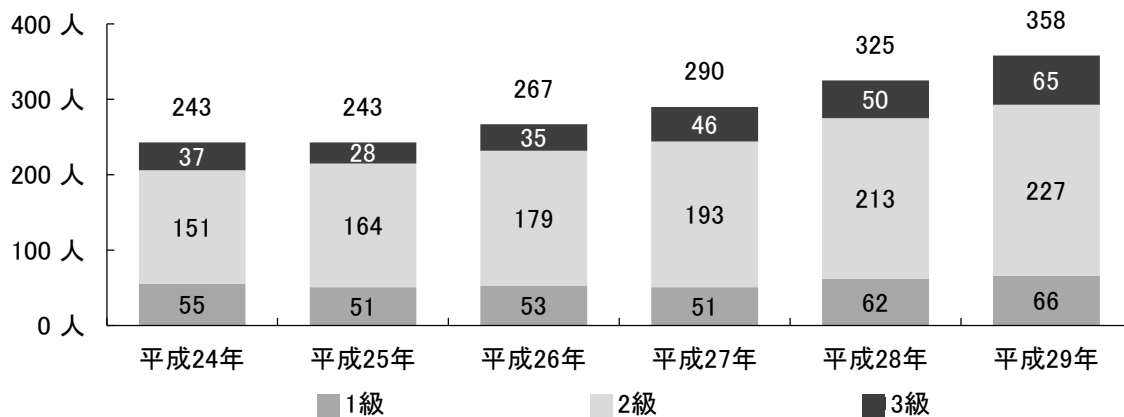
資料：千葉県（各年4月1日現在）

(4)精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の総数は、増加傾向で推移しており、平成29年は358人となっています。

等級別で見ると、いずれも増加傾向で推移しており、一貫して2級が高くなっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：千葉県（各年4月1日現在）

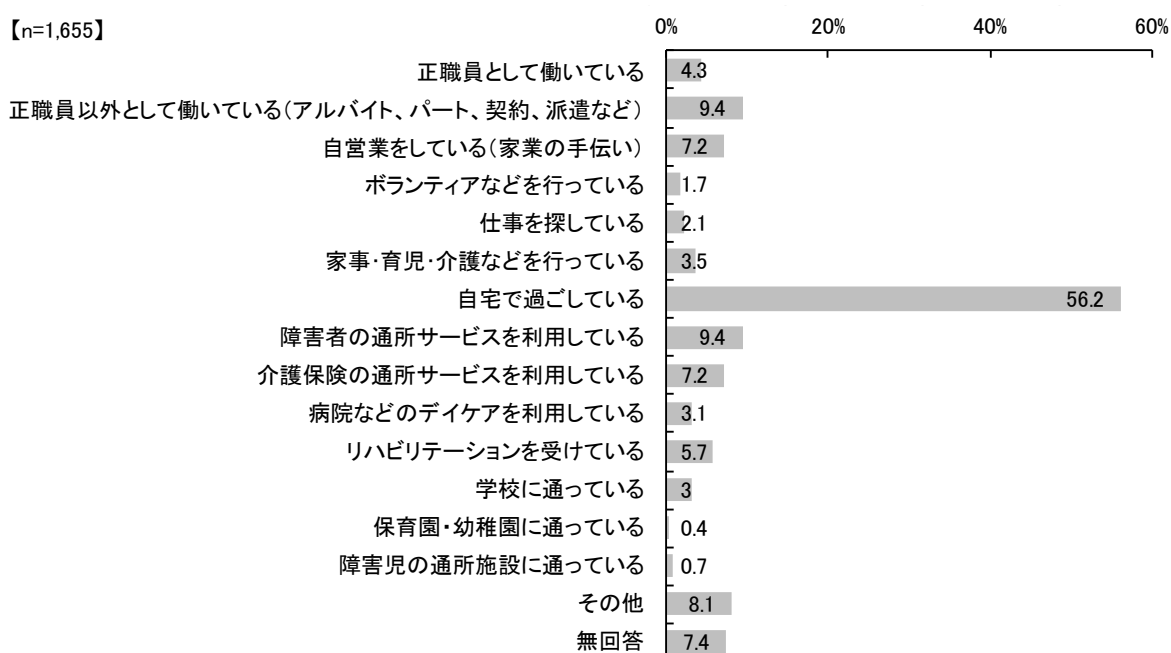
第2節 アンケート調査の結果

(1) 日中の過ごし方

昼間の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が56.2%で最も高く、次いで「正職員以外として働いている（アルバイト、パート、契約、派遣など）」が9.4%、「障害者の通所サービスを利用している」が9.4%となっています。

また、障害別にみると、知的では「障害者の通所サービスを利用している」が、それ以外の障害では「自宅で過ごしている」が最も高い割合となっています。

■昼間の過ごし方



順位	身体 (n= 1,150)	知的 (n=95)	精神 (n=113)	重複 (n=99)
1	自宅で過ごしている 62.5%	障害者の通所サービスを利用している 30.5%	自宅で過ごしている 61.9%	自宅で過ごしている 52.5%
2	介護保険の通所サービスを利用している 9.5%	正職員以外として働いている 21.1%	障害者の通所サービスを利用している 20.4%	障害者の通所サービスを利用している 25.3%
3	自営業をしている(家業の手伝い) 9.2%	学校に通っている 20.0%	正職員以外として働いている 19.5%	正職員以外として働いている 12.1%

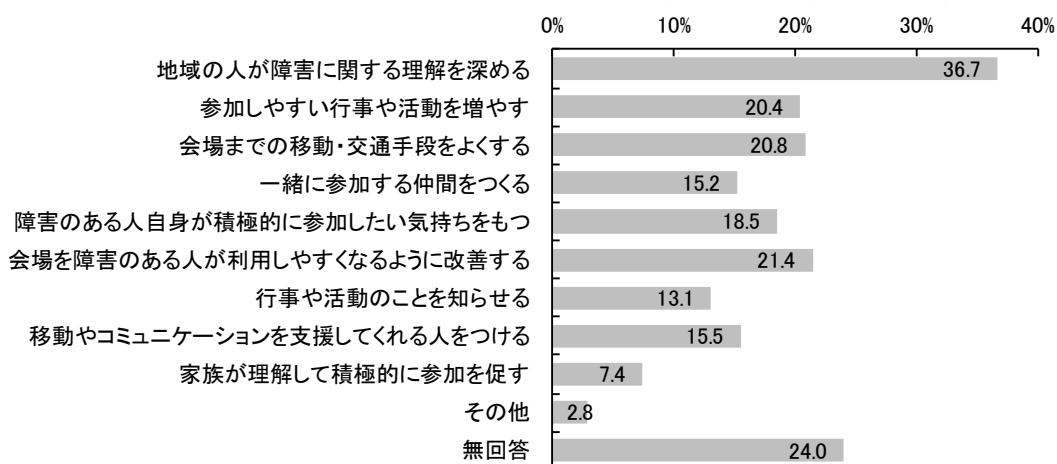
(2) 地域活動への参加

障害のある人が地域活動などに参加しやすくするために大切だと思うことについては、「地域の人が障害に関する理解を深める」が36.7%で最も高く、次いで「会場を障害のある人が利用しやすくなるように改善する」が21.4%、「会場までの移動・交通手段をよくする」が20.8%となっています。

また、障害別にみると、すべての障害で「地域の人が障害に関する理解を深める」が最も高くなっています。

■ 障害のある人が地域活動などに参加しやすくするために大切だと思うこと

【n=1,655】



順位	身体 (n= 1,150)	知的 (n=95)	精神 (n=113)	重複 (n=99)
1	地域の人が障害に関する理解を深める 33.0%	地域の人が障害に関する理解を深める 49.5%	地域の人が障害に関する理解を深める 54.0%	地域の人が障害に関する理解を深める 36.4%
2	会場を障害のある人が利用しやすくなるように改善する 23.3%	参加しやすい行事や活動を増やす 27.4%	参加しやすい行事や活動を増やす 22.1%	会場までの移動・交通手段をよくする 25.3%
3	会場までの移動・交通手段をよくする 21.7%	移動やコミュニケーションを支援してくれる人をつける 25.3%	一緒に参加する仲間をつくる 移動やコミュニケーションを支援してくれる人をつける 20.4%	参加しやすい行事や活動を増やす 22.2%

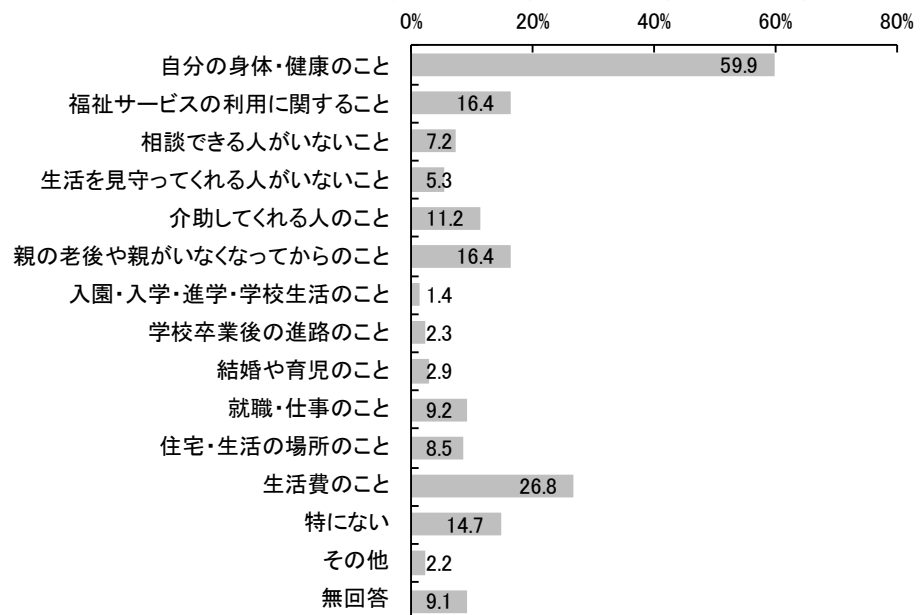
(3) 生活での困りごと

生活での困りごとについては、「自分の身体・健康のこと」が59.9%で最も高く、次いで「生活費のこと」が26.8%、「福祉サービスの利用に関すること」「親の老後や親がいなくなってからのこと」がともに16.4%となっています。

また、障害別にみると、身体・重複では「自分の身体・健康のこと」が、知的では「親の老後や親がいなくなってからのこと」が、精神では「生活費のこと」が最も高くなっています。

■生活での困りごと

【n=1,655】



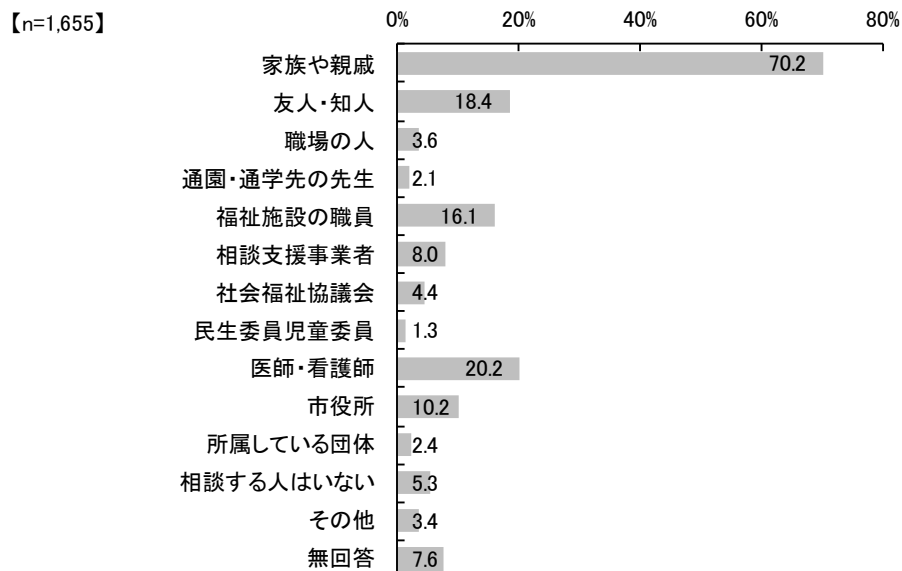
順位	身体 (n= 1,150)	知的 (n=95)	精神 (n=113)	重複 (n=99)
1	自分の身体・健康のこと 65.1%	親の老後や親がいなくな ってからのこと 54.7%	生活費のこと 62.8%	自分の身体・健康のこと 59.6%
2	生活費のこと 23.4%	自分の身体・健康のこと 24.2%	自分の身体・健康のこと 61.1%	生活費のこと 34.3%
3	特にない 16.7%	生活費のこと 就職・仕事のこと 21.1%	親の老後や親がいなくな ってからのこと 48.7%	親の老後や親がいなくな ってからのこと 27.3%

(4) 心配や悩みの相談先

心配や悩みの相談先については、「家族や親戚」が70.2%で最も高く、次いで「医師・看護師」が20.2%、「友人・知人」が18.4%となっています。

また、障害別にみると、すべての障害で「家族や親戚」が最も高くなっています。

■ 心配や悩みの相談先



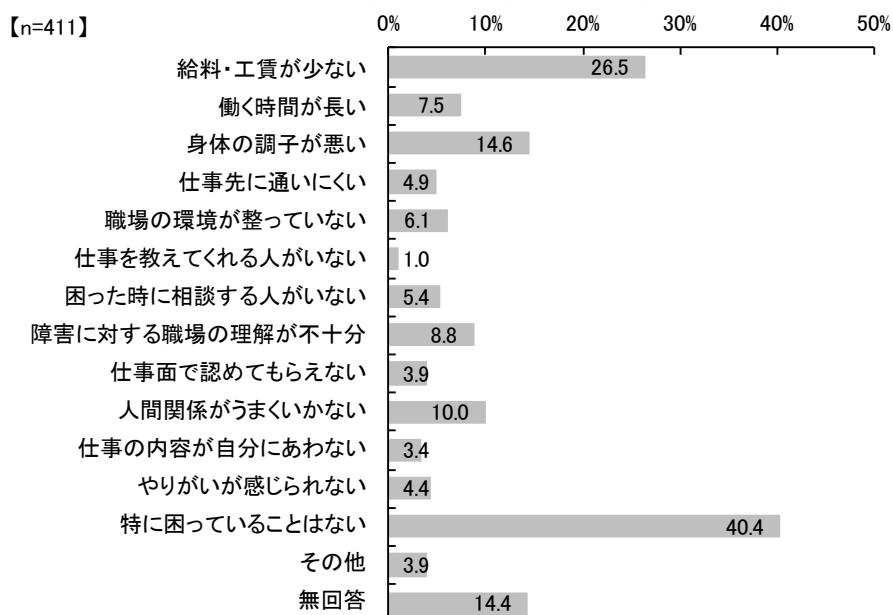
順位	身体 (n= 1,150)	知的 (n=95)	精神 (n=113)	重複 (n=99)
1	家族や親戚 73.7%	家族や親戚 65.3%	家族や親戚 67.3%	家族や親戚 57.6%
2	医師・看護師 19.5%	福祉施設の職員 37.9%	医師・看護師 40.7%	福祉施設の職員 28.3%
3	友人・知人 18.7%	相談支援事業者 22.1%	福祉施設の職員 28.3%	友人・知人 19.2%

(5) 仕事で不安なことや困ること

仕事で不安なことや困ることについては、「特に困っていることはない」が40.4%で最も高く、次いで「給料・工賃が少ない」が26.5%、「身体の調子が悪い」が14.6%となっています。

また、障害別にみると、身体・知的では「特に困っていることはない」が、精神では「給料・工賃が少ない」が、難病ではいずれも最も高くなっています。

■仕事で不安なことや困ること(働いている人のみ)



順位	身体(n=238)	知的(n=44)	精神(n=36)	重複(n=26)
1	特に困っていることはない 43.7%	特に困っていることはない 43.2%	給料・工賃が少ない 55.6%	給料・工賃が少ない 特に困っていることはない 42.3%
2	給料・工賃が少ない 17.6%	給料・工賃が少ない 29.5%	身体の調子が悪い 30.6%	人間関係がうまくいかない 23.1%
3	身体の調子が悪い 15.5%	人間関係がうまくいかない 15.9%	特に困っていることはない 25.0%	身体の調子が悪い 19.2%

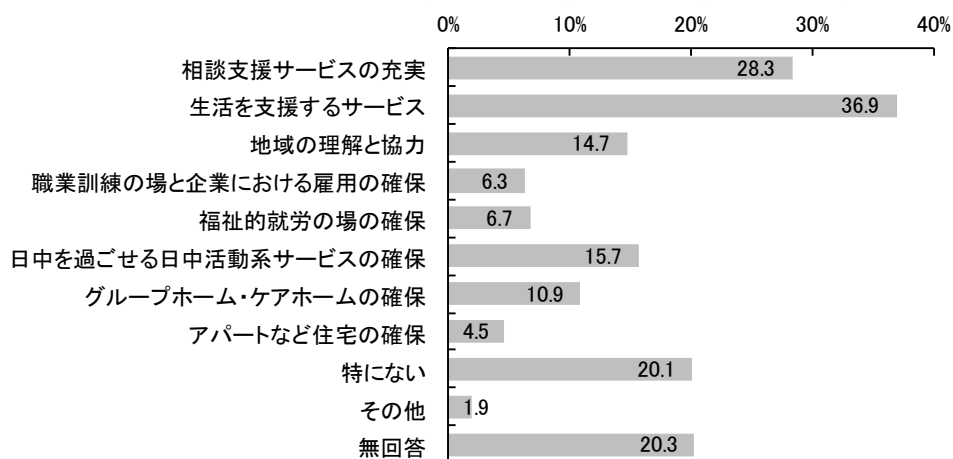
(6) 地域での生活に必要なこと

地域での生活に必要なと思うことについては、「生活を支援するサービス」が36.9%で最も高く、次いで「相談支援サービスの充実」が28.3%、「特にない」が20.1%となっています。

また、障害別にみると、身体・重複では「生活を支援するサービス」が、知的・精神では「相談支援サービスの充実」が最も高くなっています。

■ 地域での生活に必要なと思うこと

【n=1,655】



順位	身体 (n= 1,150)	知的 (n=95)	精神 (n=113)	重複 (n=99)
1	生活を支援するサービス 36.6%	相談支援サービスの充実 38.9%	相談支援サービスの充実 31.9%	生活を支援するサービス 35.4%
2	相談支援サービスの充実 28.8%	生活を支援するサービス 36.8%	生活を支援するサービス 31.0%	日中を過ごせる日中活動系サービスの確保 21.2%
3	特にない 22.8%	地域の理解と協力 24.2%	職業訓練の場と企業における雇用の確保 24.8%	地域の理解と協力 19.2%

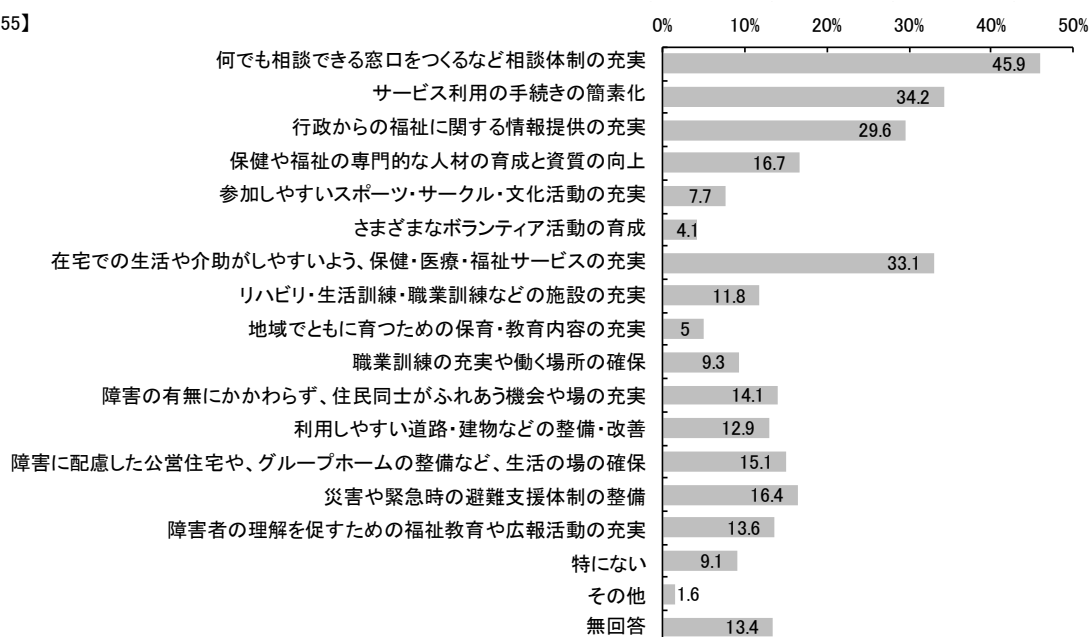
(7) 住みよいまちをつくるために必要なこと

住みよいまちをつくるために必要だと思うことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が45.9%で最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が34.2%、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実」が33.1%となっています。

また、障害別にみると、すべての障害で「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。

■ 住みよいまちをつくるために必要だと思うこと

【n=1,655】

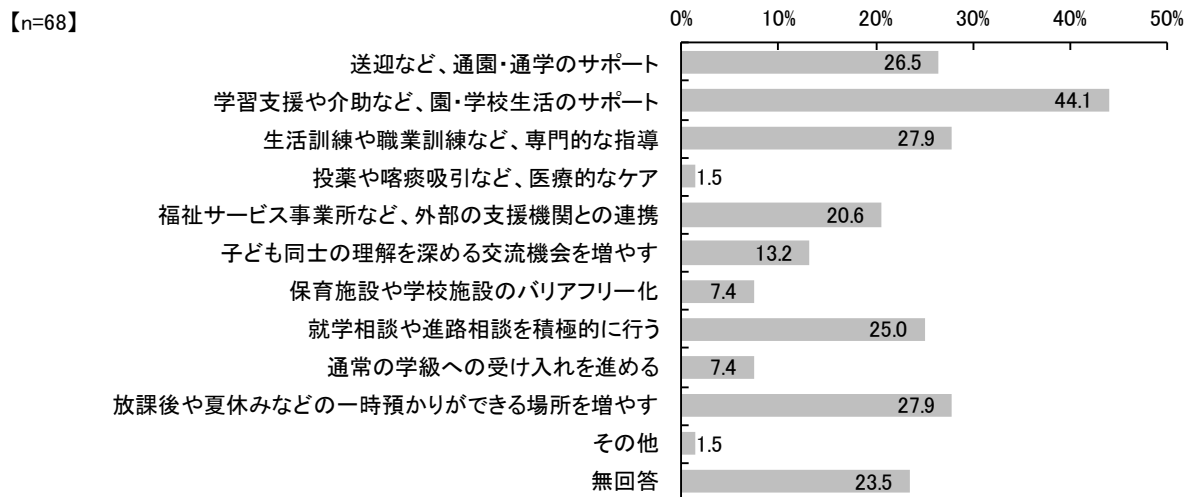


順位	身体 (n= 238)	知的 (n=44)	精神 (n=36)	重複 (n=26)
1	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 45.1%	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 49.5%	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 54.9%	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 41.4%
2	在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実 37.2%	サービス利用の手続きの簡素化 36.8%	サービス利用の手続きの簡素化 39.8%	サービス利用の手続きの簡素化 29.3%
3	サービス利用の手続きの簡素化 34.5%	障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保 33.7%	障害者の理解を促すための福祉教育や広報活動の充実 30.1%	行政からの福祉に関する情報提供の充実 27.3%

(8) 幼稚園、保育所、通園施設などに通ううえで重要と思われるもの

幼稚園、保育所、通園施設などに通ううえで重要と思うことについては、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が44.1%で最も高く、次いで「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」と「放課後や夏休みなどの一時預かりができる場所を増やす」がともに27.9%となっています。

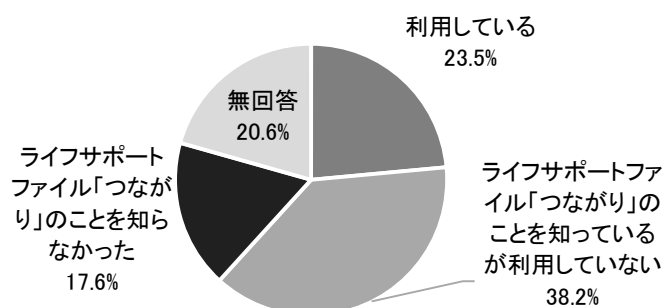
■幼稚園、保育所、通園施設などに通ううえで重要と思うこと



(9) ライフサポートファイル「つながり」の利用状況

ライフサポートファイル「つながり」の利用については、「ライフサポートファイル「つながり」のことを知っているが利用していない」が38.2%で最も高く、次いで「利用している」が23.5%、「ライフサポートファイル「つながり」のことを知らなかった」が17.6%となっています。

■ライフサポートファイル「つながり」の利用

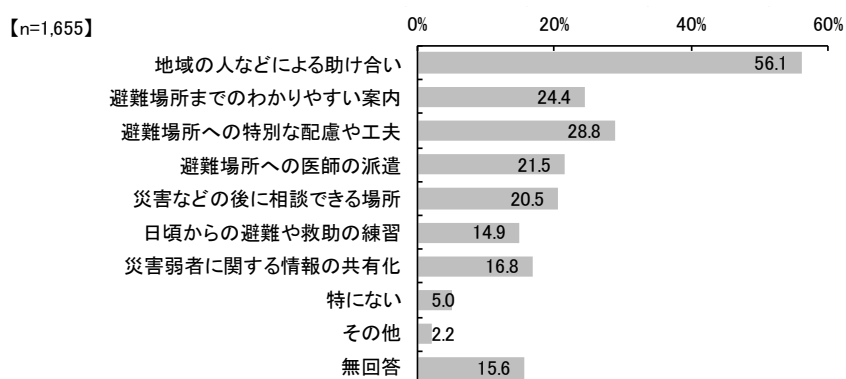


(10) 緊急時に重要なこと

地震や火事などの緊急時の対応で、障害のある人の立場として重要だと思うことについては、「地域の人などによる助け合い」が56.1%で最も高く、次いで「避難場所への特別な配慮や工夫」が28.8%、「避難場所までのわかりやすい案内」が24.4%となっています。

また、障害別にみると、すべての障害で「地域の人などによる助け合い」が最も高くなっています。

■地震や火事などの緊急時の対応で、障害のある人の立場として重要だと思うこと



順位	身体 (n= 1,150)	知的 (n=95)	精神 (n=113)	重複 (n=99)
1	地域の人などによる助け合い 58.0%	地域の人などによる助け合い 60.0%	地域の人などによる助け合い 49.6%	地域の人などによる助け合い 47.5%
2	避難場所への特別な配慮や工夫 29.5%	避難場所までのわかりやすい案内 32.6%	災害などの後に相談できる場所 31.0%	避難場所への医師の派遣 25.3%
3	避難場所までのわかりやすい案内 23.9%	避難場所への特別な配慮や工夫 29.5%	避難場所への医師の派遣 避難場所への特別な配慮や工夫 避難場所までのわかりやすい案内 24.8%	避難場所への特別な配慮や工夫 22.2%

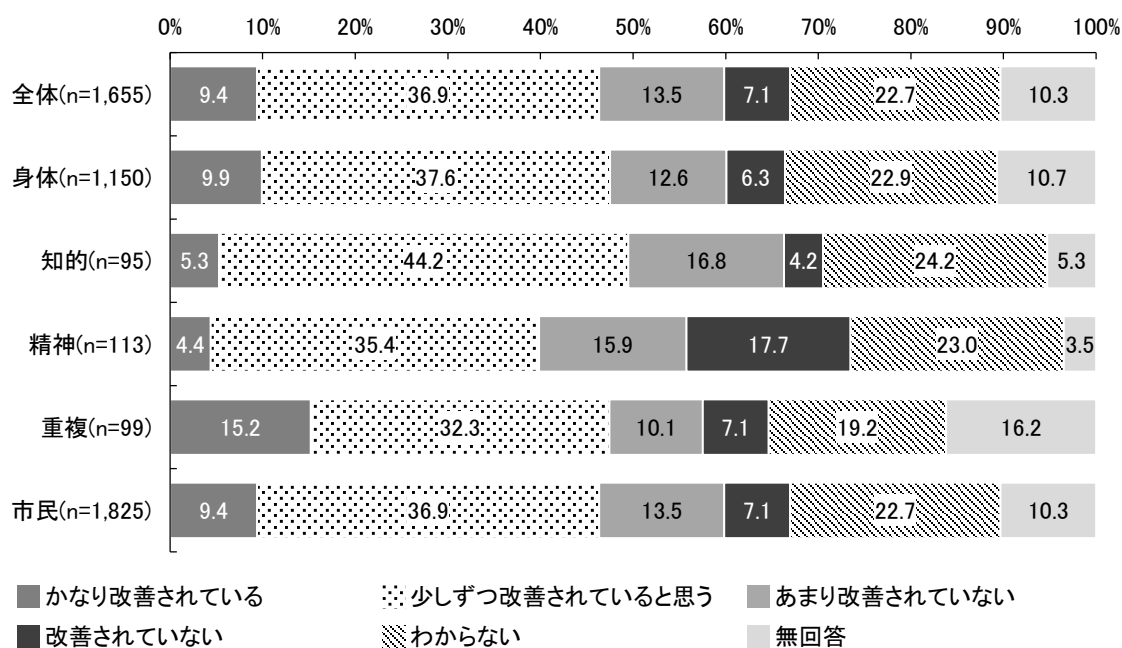
(11) 障害のある人に対する差別や偏見の改善

およそ5～10年前と比べて、障害のある人に対する差別や偏見は改善されていると思うかについては、「少しずつ改善されていると思う」が36.9%で最も高く、次いで「わからない」が22.7%、「あまり改善されていない」が13.5%となっています。

障害別にみると、精神で「改善されていない」が高くなっています。

市民調査の結果と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

■ 障害のある人に対する差別や偏見は改善されていると思うか



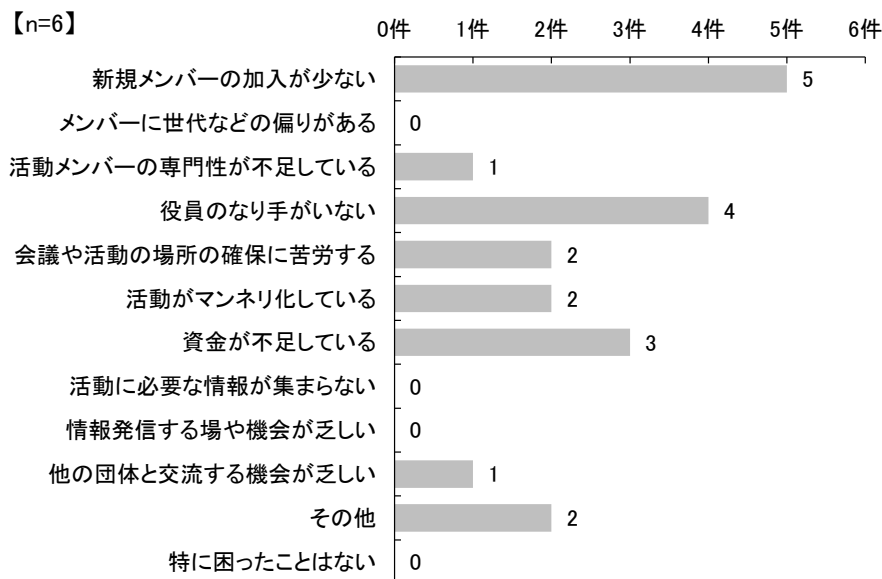
第3節 当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施結果

(1) 団体や事業所の状況について

①【団体】現在の活動上の課題

団体の現在の活動上の課題については、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、「役員のなり手がいない」「資金が不足している」が続いています。

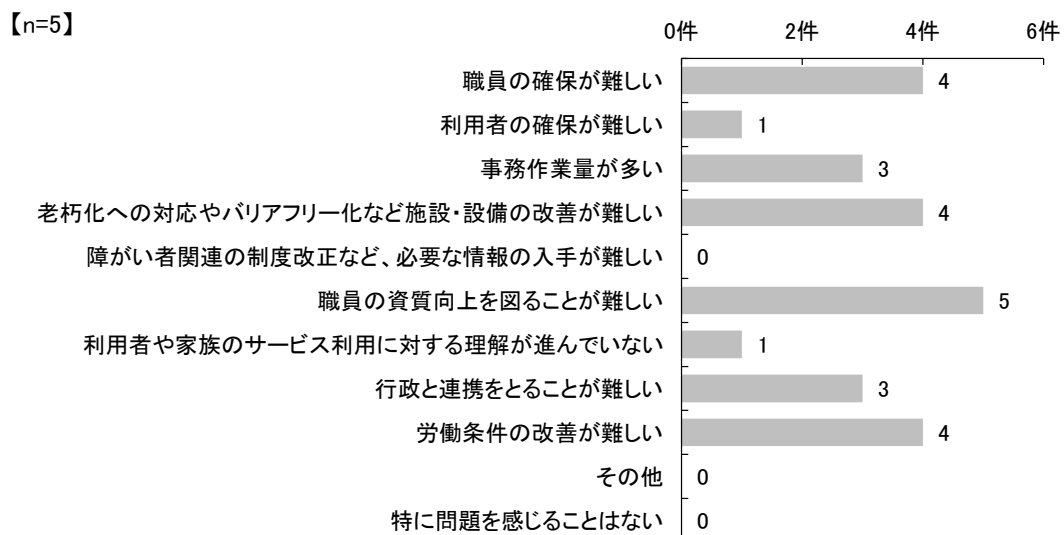
■【団体】現在の活動上の課題



②【事業所】円滑な事業運営を進めていくうえで問題を感じること

事業所の円滑な事業運営を進めていくうえで問題を感じることにについては、「職員の資質向上を図ることが難しい」が最も多く、「職員の確保が難しい」「老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい」「労働条件の改善が難しい」が続いています。

■【団体】現在の活動上の課題



(2) 各種意見について

●障害福祉サービス全般について

- 精神障害のある人には長期にわたり引きこもっている人もおり、家庭訪問による自立訓練やメンタルフレンド*サービスを望む声も多い。
- 共同生活援助、施設入所支援について不足していると感じる。在宅の障害のある人の「親亡き後」の生活について、親の不安の解消や生活の場の確保、経済的支援について進めていく必要がある。
- 利用者のニーズに合ったグループホームが必要である。特に重度障害がある高齢者が利用できるグループホームの拡充が必要である。
- 障害のある人の「親亡き後」の不安は、「親が元気なうちに一人で何とか生活していくことができる姿がみたい」ということである。親と同居している当事者が多く中で、「今後どのように自立に向けた道筋をつけていけばよいか」について、行政として指導・支援してほしい。
- 地域生活支援拠点について整備を進めてほしい。
- 医療的ケア児に加え、強度行動障害児などへの在宅支援に対してどうアプローチしていくか。
- ボーダーラインの人（軽度の障害の人）は、支援やサービスの対象にならなかつたり、自分の意見を持っていることが多く、必要なサービスが行き届かない場合がある。
- 福祉人材全般が不足している。とくに在宅ヘルパーの離職、不足が著しい。
- 事業所によっては、トラブル時のバックアップ体制が確立していないことへの懸念がある。特に、相談支援専門員が負担を抱えこんでしまうケースが多い。
- 施設の老朽化が見受けられる事業所もあり、改築・改修の助成があるとよい。
- 地域生活支援事業所における第三者委員の設置を進める必要がある。
- 他の事業所との連携が薄いように感じる。会合など、自由に情報交換や意見交換できる場があるとよい。

●コミュニケーションについて

- 町内の集まりやスポーツ・趣味・文化活動・生涯学習の場においては、コミュニケーションが困難なため、一般市民との交流や参加ができないことが多い。
- 手話通訳者の養成講座や社会福祉協議会の主催の手話講習会、手話サークルの活動が円滑に行えるような配慮が必要である。
- 行事への手話通訳者の派遣が求められている。
- 文字の読み書きができない人でも理解できるコミュニケーションへの支援が求められている。
- 市主催のイベントでは手話通訳者を常設してもらいたい。

*メンタルフレンド：ひきこもり、不登校などの子どもに対して、その兄、姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生などを子どもの心の友（メンタルフレンド）としてその家庭に派遣し、その子どもとのふれあいを通じて子どもの健全な育成を援助するもの。

●障害への理解や配慮、交流について

- 障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討が必要である。
- 障害のある人・高齢者の選挙投票への合理的配慮が必要である。
- 書類手続きなどの簡素化が求められている。
- 疾病に対する理解を広める必要がある。
- 市民全体で福祉について考える機会があるとよい。
- さまざまなイベントなどを通じて、障害のある人の活動について PR ができると、市民の理解も深まる機会となる。
- 障害のある人への理解の浸透が地域での見守り活動につながる。

●権利擁護について

- 成年後見制度など自閉症の人をはじめ障害のある人の意思決定支援の充実が求められる。
- 障害のある人への虐待防止に向け、早期発見・早期対応が必要である。
- 個人情報との関係で、近所の障害のある人を行事などに誘いづらいことがある。

●家族支援について

- 家族は仕事をしている場合がほとんどで、当事者だけでなく、家族などの支援を進める必要がある。
- 貧困や障害、虐待などの課題が複合的、重層的に存在している場合もある。
- ペアレントメンター*、ペアレントトレーニング*についても進めていく必要がある。

●保育・教育について

- 発達が遅れていて、学習についていけない子どもへの学校以外での教育的支援が必要である。

●相談・情報提供について

- アウトリーチ*による相談支援の必要性が増している。

●保健・医療について

- 精神障害のある人は長期の通院により、多額の医療費を負担している場合があり、行政として医療費や障害者手帳及び基礎年金の更新時の診断料の助成を進めてほしい。
- 障害のある人の多くが食事や睡眠など、基本的な生活に対する関心や認識が浅く、生活習慣が乱れている。
- 特に運動不足であることが多く、過剰な薬剤や医療につながっていることもある。肥満の障害のある人も多くおり、生活習慣病につながりやすい。運動機会の確保、健康増進などのメニューがない。

***ペアレントメンター**：自閉症などの発達障害のある子どもを育てた経験がある保護者などで、同じように発達障害の診断を受けた子どもを持つ保護者などに対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりするボランティア支援者。

***ペアレントトレーニング**：保護者の方々が子どもとのよりよいかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

***アウトリーチ**：本来、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、福祉分野の場合、ソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと。

●移動について

- 障害のある人の移動のための支援が不足している。
- 交通手段のない地域に住む高齢者の移動が不便である。
- 親の高齢化により、車の運転ができなくなる。
- 周囲の目が気になってバスに乗れない人もいるため、移動支援の充実が求められている。
- 福祉送迎サービスなどの整備や交通網を利用しやすくするための助成が必要である。
- 事業所が送迎を行わないと利用できなかったり、通勤できない場合がある。
- 市独自の事業者支援や使い勝手のよいサービスの検討が求められている。
- 利用者が交通費などの負担を理由に利用回数を制限することが見受けられる。

●災害時の支援体制について

- 障害のある人・高齢者の状況に対応した防災訓練の実施が必要である。
- 緊急事態が発生した時に、どう対応すべきかが分からないことが多い。「行政がやるべきこと」「地域が連携して取り組むべきこと」「家族がすべきこと」を検討し、障害のある人の緊急時の対応が少しでも前進するとよい。
- 避難行動要支援者制度を充実させ、登録者の情報を行政と自治会で共有し、災害時に支援が行えるようにしていくべきである。
- 避難時に服薬の必要な人への医療的ケアが必要である。
- ハザードマップ*の更新にあたって、福祉施設の更新をすることが必要である。
- 普段の隣近所のつながりが緊急時の支え合いにつながる。

●雇用・就労について

- 市役所におけるチャレンジオフィス*を実施してほしい。
- 高齢者は総合事業などを通じて就労支援をしていくことが重要である。
- 農業や森林整備における障害者雇用や就労支援が必要である。

●障害者施策全般について

- 障害のある人が当たり前前に社会の一員となれる社会の実現が求められている。
- 障害のある人が地域で生活していくためには、その生活の幅を広げるための支援や余暇・健康などが重要である。
- 障害者福祉の推進にあたっては、地域の他の問題（空き家、一人暮らし高齢者、人口減少、耕作放棄地、インフラの維持コスト、産業の人材不足など）と組み合わせた横断的な実勢が必要である。特に農業と福祉をつなげていくことが重要である。

*ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

*チャレンジオフィス：障害のある人を市役所内で雇用し、将来的に民間企業などでの就労を目指して働いてもらうためのステップアップの場とすること。

第4節 前回計画の進捗状況

(1) 第2次障害者基本計画の進捗状況

第2次計画は、下記の施策体系で実施してきました。各取り組みについて庁内評価を実施した結果から見えた進捗状況は下記のとおりです。

基本目標1 啓発・広報の充実

施策	進捗状況
1 啓発活動の充実 2 福祉教育の推進 3 体験交流の促進 4 地域福祉の推進	<p>各学校・幼稚園等における車いすやブラインドウォーク体験、点字や手話の学習などの福祉教育のほか、「ゆめ・仕事ぴったり体験」事業や社会体験学習事業による福祉現場の体験・交流事業が進められてきました。</p> <p>また、「広報かとり」をはじめ、各種情報媒体による啓発活動を推進してきましたが、成人に対する福祉教育の場が限られており、今後は見守り活動やボランティア活動など、日ごろからの障害のある人と地域のつながりを深めていくことが求められています。</p> <p>さらに、障害者差別解消法の施行を踏まえた障害への理解への浸透や千葉県手話言語条例の制定を踏まえた手話通訳者の人材の確保などに努めていくことが重要となります。</p>

基本目標2 保健・医療の充実

施策	進捗状況
1 乳幼児期の保健・療育の充実 2 医療、医学的なりハビリテーションの充実 3 心と体の健康づくりの推進	<p>乳幼児保健事業や乳幼児相談・指導など各種事業を通じた早期発見・早期対応や各種相談機関における対応及びライフサポートファイルの活用による福祉・医療・教育・保育分野などが連携した支援に努めてきました。</p> <p>一方で、高次脳機能障害者、重度心身障害児者や難病患者など、障害の特性に応じた支援については的確なニーズの把握及び支援が求められているほか、新公立病院改革プラン、千葉県保健医療計画などに基づき、広域的な視点を踏まえながら地域医療の体制を整備していくことが求められています。</p>

基本目標3 療育・教育体制の充実

施策	進捗状況
1 就学前保育・教育等の充実 2 特別支援教育体制の充実 3 特別支援教育の推進	<p>児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの障害児福祉サービスの推進を進めてきました。また、保育士の障害児に関する研修会への参加を促進したほか、特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議及び巡回相談員による具体的な指導・助言や相談対応など、教育機関での特別支援教育の充実に努めてきました。</p> <p>一方で、障害の発見や受容の遅れによるサービスの受給の遅れ、ライフサポートファイルが十分に浸透していないことなどが考えられ、情報の周知や必要な支援につなぐコーディネート機能を一層強化していくことが求められています。</p>

基本目標4 雇用・就労の促進

施策	進捗状況
1 一般就労の促進 2 福祉的就労の場の拡大	<p>就労移行支援、就労継続支援などの就労支援サービスの拡充により、サービスの利用者数は概ね増加傾向にあります。また、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと協力し障害のある人に職業の紹介や就職後の定着化を進めていますが、就労移行支援については、利用期間中に就労に結びつかないケースも見られています。今後は就労先の開拓及び一般就労の促進及び定着に努めていくことが求められています。</p>

基本目標5 生活支援サービスの充実

施策	進捗状況
1 在宅生活への支援の充実 2 日中活動への支援の充実 3 居住の場への支援の充実 4 相談支援体制の充実 5 コミュニケーション支援の促進 6 権利擁護の推進	<p>障害基礎年金の給付や特別児童扶養手当などの経済的支援や障害福祉サービス、地域生活支援事業に取り組んできましたが、訪問入浴サービスや移動支援、手話通訳者派遣事業、相談支援など利用者のニーズが高まっているサービスへの対応が求められています。</p> <p>また、成年後見制度や虐待防止センターの事業などによる権利擁護が推進されてきていますが、制度や事業の周知を強化し、普及していくことが求められています。</p>

基本目標6 生活環境の整備・充実

施策	進捗状況
1 障害のある人にやさしい公共空間の確保 2 移動手段の確保 3 住宅環境の整備 4 生活安全の確保	<p>橋ふれあい公園など新規の公共施設について、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮して設計を行いましたが、民間施設についても啓発を図ることが求められています。</p> <p>また、移動環境については、路線バス、循環バスなどの利用実績が低く、利用者のニーズに応じた移動支援の充実が求められています。</p> <p>さらに、防災については、防災行政無線戸別受信機の積極的な設置及びメール配信システムの推進、福祉避難所の確保、避難行動要支援者避難支援計画の策定を行いました。今後は、避難行動要支援者避難支援計画に基づく個別支援計画作成の促進など、避難誘導及び救助の体制づくりを強化していく必要があります。</p>

基本目標7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参画などの促進

施策	進捗状況
1 スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進 2 生涯学習の推進 3 障害者団体の活性化 4 社会活動への参画の促進	<p>スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動については、施設のバリアフリー化等を進めてきましたが、障害者トイレが求められます。また、生涯学習に関わる各種事業を開催してきましたが、障害分野に特化した事業は実施しておらず、障害のある人の学習ニーズに応じた講座の開設などが求められます。</p> <p>さらに、障害者福祉団体福祉事業補助金による障害者団体の支援や自立支援協議会などを通じた障害者団体の活性化や障害のある人の社会参加に取り組んでいますが、今後より一層の連携や団体の周知が求められています。</p>

(2) 第4期障害福祉計画の進捗状況

第4期障害福祉計画における目標数値及びサービスの見込み量に対する実績は以下の通りです。

①成果目標

入所施設入所者の地域生活への移行

※平成 29 年度時点の実績

項目	数値	実績	考え方
(A)平成 25 年度末の入所者数	109		平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数
(B)平成 29 年度末の入所者数	104	96	平成 30(2018)年 3 月 31 日時点の施設入所者数
(C)【目標値】削減見込(A)-(B)	5	13	平成 29 年度末における施設入所者の減少人数
(D)【目標値】地域生活移行者数	14	0	平成 29 年度末において施設入所からG Hなどへ移行する人数

入所施設入所者の地域生活については、施設入所者数の減少がみられますが、地域生活移行した人は0となっています。

福祉施設から一般就労への移行

※平成 29 年度時点の実績

項目	数値	実績	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	2		平成 24 年度(1 年間)において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	4	5	平成 29 年度(1 年間)において福祉施設を退所し、一般就労する人数
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	10		平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する人数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	16	22	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する人数
【目標値】平成 29 年度末で就労移行率 3 割以上を達成した事業所数	1 か所	1	平成 26 年度末現在において就労移行支援事業所が香取市内にないため、事業所が新規で2か所増えた場合を想定して算出

福祉施設から一般就労への移行については、福祉施設を退所し一般就労する人の人数及び就労移行支援事業の利用者数は目標数値を上回っています。

地域生活支援拠点等の整備

※平成 29 年度時点の実績

項目	数値	実績	考え方
平成 29 年度末における地域生活支援拠点等の数	1 か所	協議	平成 29 年度末における香取圏域内の地域生活支援拠点等の数 ※2020 年度拠点整備に向けて 1 市 2 町で協議を開始

地域生活支援拠点等の整備については、2020 年度の拠点整備に向けて 1 市 2 町で協議を開始しました。

②障害福祉サービス

※平成 29 年度実績は見込み

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
訪問系	居宅介護	実人/月	78	74	86	82	95	86
		時間/月	1,482	1,271	1,634	1,336	1,805	1,391
	重度訪問介護	実人/月	1	1	1	1	1	1
		時間/月	7	58	7	55	7	57
	同行援護	実人/月	3	4	4	6	5	6
		時間/月	21	24	28	45	35	61
	行動援護	実人/月	1	1	2	1	3	1
		時間/月	22	23	44	22	66	22
	重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
日中介護系	生活介護	実人/月	179	187	188	191	197	197
		延人日/月	3,759	3,788	3,948	3,800	4,137	3,967
	自立訓練(機能訓練)	実人/月	2	0	3	0	4	0
		延人日/月	34	0	51	0	68	0
	自立訓練(生活訓練)	実人/月	6	8	7	7	8	3
		延人日/月	42	105	49	98	56	38
	就労移行支援	実人/月	14	21	16	18	18	19
		延人日/月	266	419	304	344	342	335
	就労継続支援A型(雇用型)	実人/月	12	13	14	14	16	17
		延人日/月	204	234	238	240	272	294
	就労継続支援B型(非雇用契約型)	実人/月	36	49	40	64	44	80
		延人日/月	612	828	680	1,069	748	1,386
	療養介護	実人/月	9	9	9	9	9	9
	短期入所(福祉型)	実人/月	20	31	21	35	21	40
延人日/月		301	388	313	434	325	519	
短期入所(医療型)	実人/月	5	0	5	0	6	0	
	延人日/月	24	0	25	0	26	0	
系 住居	共同生活援助(グループホーム)	実人/月	60	76	63	81	66	83
	施設入所支援	実人/月	100	93	98	89	96	89
相談系	計画相談支援	実人/月	37	60	38	70	39	86
	地域移行支援	実人/月	1	0	2	1	3	1
	地域定着支援	実人/月	14	17	15	18	16	14
障害児系	児童発達支援	実人/月	28	25	29	24	30	26
		延人日/月	140	130	145	85	150	97
	医療型児童発達支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
		延人日/月	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	実人/月	40	39	44	51	48	50
		延人日/月	320	387	352	576	384	578
	保育所等訪問支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
		延人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人/月	5	5	5	6	6	11	

障害福祉サービスについては、障害者の増加及び地域移行へのニーズの高まりなどを背景に利用があるサービスは概ね増加傾向にあります。一方で、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援などについては利用者の減少がみられます。

③地域生活支援事業

※平成 29 年度実績は見込み

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	有無	有	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	無	有	無	有	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	4	3	4	5	5	5
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居者等支援事業	有無	無	無	無	無	有	無
成年後見制度利用支援事業	人	1	3	2	5	3	5
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	1	有	1
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	780	681	800	687	820	667
手話通訳者等設置事業	人	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	2	7	2	1	2	4
自立生活支援用具	件	6	7	8	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	10	6	11	9	12	4
情報・意思疎通支援用具	件	18	10	19	10	20	9
排泄器官支援用具	件	1,729	1,883	1,746	1,941	1,763	1,930
居宅生活動作補助器具(住宅改修費)	件	3	5	3	1	3	2
手話奉仕員養成研修事業	人	13	9	14	8	15	6
移動支援事業	人	17	21	18	22	19	27
	延べ利用時間	2,890	2,643	3,060	2,826	3,230	3,395
地域活動支援センター							
香取市所在	箇所	5	5	5	5	5	5
	人	71	64	73	55	75	55
他市所在	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	20	17	20	15	20	15

地域生活支援事業については、自発的活動支援事業、住宅入居者等支援事業などについては実施に至っていませんが、成年後見制度利用支援事業が利用見込みを上回ったほか、成年後見制度法人後見支援事業が実施されています。

また、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などは利用者が概ね増加していますが、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数に減少がみられます。

第3章 計画の目指す方向

第1節 計画の基本理念

本市では、障害のある人もない人も同様に社会を構成する一員として、共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の理念のもとに推進し、前期計画では、基本理念として「誰もが安心して生き生き暮らせるまちづくり」を掲げました。

この基本理念や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行などを踏まえ、障害のある人もない人も互いを理解し、支え合って生きていくことができるよう、本計画における基本理念を以下の通りとします。

障害のある人もない人もともに支えあって暮らせるまち 香取

また、障害のある人が社会で、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定し、自分の役割を見つけ、誇りをもってその役割を果たすことのできるような社会実現するために、基本理念に基づき、以下の3点を施策全体に共通する視点として設定します。

- すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づく社会づくり
- 必要な支援を的確に受けることができる社会づくり
- 地域で支え合い、共生することができる社会づくり

第2節 計画の基本目標

本市の目指す社会像の実現を図るため、本計画の柱となる7つの基本目標に沿って障害者福祉施策を展開します。

基本目標1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進

市民に対し、人権啓発や人権教育などを推進することにより、障害のある人の人権尊重に対する理解と協力を促進し、福祉の意識を高めるとともに、障害のある人の権利擁護に努めます。

また、さまざまな地域の主体と連携し、障害のある人及び地域住民の積極的な地域活動への参加を促し、地域福祉活動を促進します。

基本目標2 保健・医療の充実

障害の原因となる疾病などの予防、早期発見、早期療育、治療体制の充実に努めるとともに、難病患者への支援や精神保健福祉、リハビリテーション支援、医療的ケア体制や緊急時の医療体制の整備に取り組みます。

基本目標3 療育・教育体制の充実

障害のある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備に努めるとともに、学校と家庭での豊かな生活を送るため、福祉、教育など関係機関が連携し適切な支援に努めます。

基本目標4 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努めます。

基本目標 5 生活支援サービスの充実

日常生活を支える各種福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などニーズに応じた社会資源の整備に努めるとともに、障害特性に配慮し、相談窓口の整備に向けた取り組みを強化します。

基本目標 6 生活環境の整備・充実

障害のある人が地域で快適、安全に暮らすことができるよう、公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、移送サービスの充実を図ります。

また、災害時に安全に避難することができるよう、災害時の支援体制の充実に努めます。さらに、障害のある人が犯罪に巻き込まれず、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の防犯体制の充実に努めます。

基本目標 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参画促進

障害のある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

また、障害のある人の活動母体である障害者団体を育成し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。

第3節 計画の体系

基本理念	共通する視点	基本目標	施策の方向
<p style="text-align: center;">障害のある人もない人もともに支えあって暮らせるまち 香取</p>	<p>○すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づく社会づくり</p> <p>○必要な支援を的確に受けることができる社会づくり</p> <p>○地域で支え合い、共生することができる社会づくり</p>	<p>1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 啓発活動の充実 2 権利擁護の推進 3 福祉教育の推進 4 体験・交流の推進 5 地域福祉の推進
		<p>2 保健・医療の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児期の保健・療育の充実 2 医療、医学的なりハビリテーションの充実 3 心と体の健康づくりの推進
		<p>3 療育・教育体制の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 就学前保育・教育などの充実 2 特別支援教育体制の充実 3 特別支援教育の推進
		<p>4 雇用・就労の促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般就労の促進及び定着 2 福祉的就労の場の拡大
		<p>5 生活支援サービスの充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅生活及び日中活動への支援の充実 2 居住の場への支援の充実 3 相談支援体制及びネットワークの充実 4 コミュニケーション支援・情報提供支援の推進
		<p>6 生活環境の整備・充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害のある人にやさしい公共空間の確保 2 移動手段の確保 3 住宅環境の整備 4 生活安全の確保
		<p>7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進 2 生涯学習の推進 3 家族及び障害者団体への支援の推進 4 社会活動への参加の促進

第4章 障害者施策の展開

障害者基本計画

基本目標 1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進

現状と課題

障害のある人への理解の一層の浸透と行動・実践への促進が求められています。

- 障害者基本法の改正後にあたっては、障害のある人が受ける制限は心身の機能の障害にのみに起因するのではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生じるとされる「社会モデル」の考え方が示されました。
- 障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されており、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害を理由とする差別の解消と、障害のある人への合理的配慮を推進することが求められています。
- 千葉県では、平成18年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が成立し、障害のある人に対する差別や偏見等をなくし、誰もが暮らしやすい社会づくりの取り組みが進められてきています。
- 当事者アンケート調査では、障害者差別解消法の認知度について、「あまり理解していない」が6割強で「理解している」を上回っています。
- また、地域の人の障害に対する理解については、「理解していない」が4割弱で、「理解している」を上回っています。
- さらに、障害があることで差別・偏見を受けたことがあるかについては、「ある」「少しある」が3割強となっており、特に知的障害、精神障害で高くなっています。

障害のある人が地域で自立し、尊厳をもって生活できる仕組みが求められています。

- 知的障害のある人や精神障害のある人などの判断能力が不十分な人でも、自己決定が尊重され日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう意思決定支援を行い、それによって適切に制度やサービスの選択、利用契約の締結を行い、財産管理をすることが必要です。今後、成年後見に関するニーズの増加が予想されるため、一層の周知と利用促進を図る必要があります。
- アンケート調査では、成年後見制度の認知度について、「名称も内容も知らない」が約3割で最も高くなっています。
- 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障害のある人に対する虐待の防止、虐待があった場合の早期発見と迅速・適切に対応し積極的に取り組む必要があります。
- アンケート調査では、障害者虐待防止法の認知度について、「知らない」が5割半ばで、「知っている」を上回っています。

あらゆる世代に向けた、福祉教育の充実と交流の促進が求められています。

○子どものころから行う福祉教育は、将来的な障害の理解や差別・偏見の解消につながり、あらゆる世代において、障害についての話を聞く場面や障害のある人と接する機会を充実していくことが求められています。

○団体ヒアリングでは、「さまざまなイベントなどを通じて、障害のある人の活動についてPRができる」と、市民の理解も深まる機会となる。」といった意見が挙げられています。

障害のある人を地域で支え合う仕組みの充実が求められています。

○障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域の人たちと、ともに生き、ともに支え合うという意識を深めていくことが重要であり、自治会をはじめ地域の団体が中心となって、多様な交流の機会づくりや支え合いの仕組みづくりに取り組む必要があります。

○アンケート調査では、自治会の活動や地域の行事に参加状況については、「ほとんど参加していない」が4割半ばで最も高くなっています。

○また、障害のある人が地域活動などに参加しやすくするために大切だと思うかについて、「地域の人々が障害に関する理解を深める」が3割半ばで最も高くなっています。

○団体ヒアリングでは、「障害者への理解の浸透が地域での見守り活動につながる。」といった意見が挙げられています。

施策1 啓発活動の充実

障害特性に対する市民の理解促進と、障害のある人に対する差別撤廃を図るために、関係機関・団体などと連携して広報活動の充実を図るとともに、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。

取り組み	概要	担当課・機関
1. 各種媒体による啓発活動の推進 継続	「広報かとり」や各種パンフレットなどの刊行物の配布のほか、障害福祉に関する制度案内や、手話講習会や講演会の開催案内など、障害に対する理解を深める情報を提供します。	社会福祉課
2. 社会福祉協議会による広報活動の促進 充実	香取市社会福祉協議会が発行する「社協だより」や各種パンフレット、さらには、ホームページなどを活用し、障害者福祉について積極的に広報していくことで、情報提供や技術的な面から支援をし、活動促進に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会

継続 : 前回計画から引き続き取り組んでいく施策・事業

充実 : 前回計画から取り組みを充実させていく施策・事業

新規 : 本計画より新たに位置づける施策・事業

取り組み	概要	担当課・機関
3. 障害者団体・NPO等による広報活動の支援 継続	NPOや市民ボランティア、障害のある人などが、発行する機関紙やホームページなどを活用した障害者福祉についての広報活動を、情報提供や技術的な面から支援をしていきます。	社会福祉課
4. 「障害者週間」等の周知 継続	自治会、事業者、当事者団体などの協力を得て、「障害者週間」、「障害者雇用月間」などにおけるイベントなどを積極的にPRし、市民の意識の向上を図ります。	社会福祉課
5. 「障害者差別解消支援地域協議会」設置に向けた検討 新規	地域における障害者差別に関する相談などについて情報を共有し、効果的かつ円滑に障害者差別を解消するための取り組みを行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けた検討を行います。	社会福祉課

施策2 権利擁護の推進

国・県と連携しながら虐待防止の啓発を強化し、職場・学校などによる差別や虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を図ります。また、県・社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度利用支援事業などを引き続き実施します。

取り組み	概要	担当課・機関
6. 成年後見制度及び成年後見制度法人後見支援事業の活用促進 継続	地域生活支援事業での「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」を通じて、制度の周知や利用を権利擁護の市民団体などとも連携しながら促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
7. 日常生活自立支援事業の活用促進 継続	「日常生活自立支援事業」の利用を促進し、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助を行います。	社会福祉課
8. サービス実施の際の権利擁護 継続	福祉施設・学校・医療機関などでの権利侵害の未然防止を図るため、第三者評価の実施を促進します。また、福祉サービスなどに関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。	社会福祉課
9. 虐待等の防止ネットワークの強化 充実	地域自立支援協議会を中心に、家庭・地域での虐待や金銭詐欺などを防止するネットワークの強化に努めます。	社会福祉課

取り組み	概要	担当課・機関
10. 虐待防止体制の整備 充実	障害者虐待防止法に基づき、相談支援事業所が「虐待防止センター」の役割を担い、通報窓口や相談などの機能を果たします。学校、事業所、医療機関、相談支援事業所、民生委員・児童委員、主任児童委員など広く関係機関と連携し、虐待の予防及び早期発見、適切かつ迅速な対応を行います。	社会福祉課

施策3 福祉教育の推進

学校をはじめ幼稚園、保育所（園）、こども園、社会福祉協議会、医療機関、福祉施設などが連携しながら、市民や行政などが一体となって生涯にわたる福祉教育を推進します。

取り組み	概要	担当課・機関
11. 教育・保育機関での交流行事・イベントの充実 充実	学校や幼稚園、保育所（園）、こども園などの各種行事や「道徳の時間」、「総合的な学習の時間」などを活用し、障害のある人が抱える社会的な課題や障害者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課 社会福祉課
12. 地域における福祉教育の推進 継続	生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象とした障害者福祉について学習する機会の拡充を図ります。さらに、地域の医療機関による障害者福祉関連の公開講座などの実施と利用促進を図ります。	生涯学習課 社会福祉協議会 社会福祉課
13. 保健・医療・福祉分野を目指す生徒への進路指導・相談の充実 継続	保健・医療・福祉分野での活躍を目指す子どもたちのため、進路指導・相談の充実を図ります。	学校教育課 社会福祉課
14. 学校における「いじめ防止」の推進 新規	「香取市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を推進します。	学校教育課

施策4 体験・交流の推進

障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、障害のある人とない人とが交流し、ふれあう機会を拡大していくことが重要です。各種講座の実施やイベントなどを通し、あらゆる世代に向けて、障害に対する正しい知識や理解の普及に取り組みます。

取り組み	概要	担当課・機関
15. 交流行事・イベントの支援 充実	市内で行われる各種行事・イベントなどに、障害のある人とない人がともに参加し、だれもが楽しめる企画立案と実施に努めます。また、障害のある人を対象とした行事・イベントへの市民参加を促進します。	生涯学習課 社会福祉課
16. セルフショップでの交流の促進 充実	福祉作業所のセルフショップ *などへの支援に努め、市民と障害のある人との交流を促進します。	社会福祉課

施策5 地域福祉の推進

社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア養成講座などを通じて、市民ボランティア活動への参加を促進します。

取り組み	概要	担当課・機関
17. 見守りネットワーク事業の推進 充実	一人暮らしの障害のある人や高齢者など支援を必要とする人を、地域全体で支えられるよう自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間業者、行政などが協働により、要援護者の見守りを推進します。	社会福祉課
18. 障害者支援ボランティアの育成と活動支援 充実	ボランティア養成講座などの展開による、障害のある人の生活を支援するボランティアやボランティアコーディネーターの育成を促進します。また、自治会、女性団体、高齢者クラブなど地域活動を担う団体の育成・支援に努めます。	社会福祉協議会
19. NPOへの支援 継続	障害のある人の支援に携わるNPO団体への情報提供や活動支援に努めます。	社会福祉課

*セルフショップ：障害のある人本人が就業・活動する地域活動支援センターや障害者支援施設製品販売店。

基本目標 2 保健・医療の充実

現状と課題

乳幼児期からの障害の早期発見と早期対応が求められています。

- 障害のある子どもについて、障害を軽減したり基本的な生活能力を身につけるためには、障害の早期発見・早期支援は重要です。市では、乳幼児に対する健康診査などにより早期発見に努めるとともに、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒に対してライフサポートファイル「つながり」を作成しています。
- 当事者アンケートでは、子どもの障害に気づいたきっかけについては、「病院などの医療機関による受診・健診」が3割半ばで最も高くなっています。
- 平成 27 年度から指定障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画の作成が、義務付けられていますが、保護者等による計画作成（セルフプラン）が依然として多く、的確な支援につながっていない人がいることがうかがえます。

区内では、計画の作成ができる民間事業者は現在2か所にとどまる。

障害の特性に対応した医療体制の充実や医療を受けるための経済的負担の軽減が求められています。

- 平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行にともない、制度の谷間を埋めるべく障害のある人の範囲に難病が加わっており、幅広い対応をしていく必要があります。
- 障害のある人や難病の人が地域で安心して暮らしていくには、必要な医療やリハビリテーションを受けられ、気軽に医療に関する相談ができる体制などを充実することが必要です。一方で、障害の特性によっては、医療機関への受診が困難であったり、医療機関での診断・治療の際の意思疎通が困難であるため、適正な治療を受けることができない人も見受けられます。
- 団体ヒアリングでは、「医療費や障害者手帳及び基礎年金の更新時の診断料の助成を進めてほしい。」といった意見が挙げられています。

障害や疾病の重症化・合併症の予防の充実が求められています。

- 近年、全国的に顕著となっている脳血管疾患や心疾患、がんといった生活習慣病による中途障害の発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であり、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要視されています。
- また、精神障害のある人については、うつ病や認知症、アルコール依存症を中心に増加しており、その予防、早期対応は重要な課題であり、今後も啓発を続ける必要があります。
- 当事者アンケートでは、保健・医療面で困っていることや不安なことについて、「障害や病状が進むこと」が4割半ばで最も高くなっています。
- 団体ヒアリングでは、「障害のある人の多くが食事や睡眠など、基本的な生活に対する関心や認識が浅く、生活習慣が乱れている。」や「特に運動不足であることが多く、過剰な薬剤や医療につながっていることもある。肥満の障害のある人も多くおり、生活習慣病につながりやすい。」といった意見が挙げられています。

施策1 乳幼児期の保健・療育の充実

今後設置が予定されている「(仮称)子育て世代包括支援センター」と連携しながら、育児環境の変化に対応した育児相談や乳幼児の健康診査など母子保健施策を推進します。障害の発生予防と早期発見のため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び保健指導などの充実を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
20. 乳幼児保健事業の推進 継続	乳幼児の健やかな発育・発達を確保するため、乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診などの事業を推進するとともに、関係機関との連携により、発育・発達に気がかりのある子どもの早期発見・早期療育に努めます。	健康づくり課
21. 乳幼児相談・指導の充実 継続	発育の遅れや障害などの心配がある子どもたちへの療育・指導の充実を図ります。また、保護者に対して、育て方などについて適切な相談や指導に努めます。	健康づくり課 社会福祉課
22. 母子保健事業の推進 継続	母子の心身の健康保持のため、ママパパ教室、ことばの教室など、各種母子保健事業を推進します。また、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業を推進し、発育の遅れや障害などの予防、早期発見、早期対応を図ります。	健康づくり課
23. 親の子育て意識向上への取り組み 継続	乳幼児をもつ保護者に対して、健全な子どもの育成のための親としての意識の向上を目的とし、子育て相談と交流の機会をつくります。	健康づくり課
24. ライフサポートファイルの活用 継続	入学した時や福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の特徴や歩みを始めから説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイル「つながり」を活用することにより、円滑な療育相談と関係機関の連携を行います。	健康づくり課 社会福祉課

施策2 医療、医学的なりハビリテーションの充実

市民が身近な環境で、気軽に医療サービスを受けるため、中核となる県立佐原病院及び国保小見川総合病院と地区医師会、市内医療機関が連携し医療サービスの充実を図ります。また、関係機関と協力しながら、障害の予防医療の充実や、障害のある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。さらに、リハビリテーションの充実を図るとともに、医療費については障害のある人が安心して医療を受けることができるよう経済的に支援します。

取り組み	概要	担当課・機関
25. 公立病院の充実 充実	国保小見川総合病院において、平成28年度に策定した「小見川総合病院新改革プラン」に基づきながら、医療機能の向上と経営の健全化に取り組むとともに、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供します。	健康づくり課
26. 医療サービスの充実 継続	市民が身近なところで安心して医療を受けられるよう、電話相談や医療マップなどの配布により、地域医療を担う「かかりつけ医」の周知を図ります。	健康づくり課
27. 周産期医療・小児医療の充実 継続	小児救急医療や療育体制について、関係市町などと連携しながら、香取海匠地域における広域連携システムの構築に取り組みます。	健康づくり課
28. 救急医療体制の充実 継続	休日や夜間における小児救急医療などの地域住民の急病患者的の医療の確保を図ります。	健康づくり課
29. 難病保健医療相談・情報提供の充実 新規	県や関係機関と連携・協力し、難病患者に対し、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。	社会福祉課
30. 高次脳機能障害者への支援 継続	自動車事故や脳血管障害、外傷性脳挫傷などの原因で、脳が損傷された高次脳機能障害のある人については、千葉リハビリテーションセンターと連携し、相談支援をはじめ各種支援策の促進に努めます。	社会福祉課
31. 経済的負担の軽減 継続	障害の軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者（児）医療費助成」や「自立支援医療」などの適切な利用を促進します。	社会福祉課
32. 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の推進 充実	小児慢性特定疾患児に特殊寝台などの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	社会福祉課

施策3 心と体の健康づくりの推進

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障害の予防、心身機能の維持・増進・回復を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
33. 疾病や障害の予防 対策の推進 継続	疾病や障害の予防を図るため、各種健（検）診や健康教育、相談、家庭訪問など、保健事業を推進します。	健康づくり課
34. 健康づくりの推進 新規	市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。	健康づくり課
35. 各種機能訓練の充実 継続	心身機能の維持・増進・回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーションなどの機能訓練を推進します。また、介護施設などとの連携を図るとともに、喀痰*吸引など業務の人材育成に努めます。	健康づくり課
36. メンタルヘルス対策の展開 継続	うつや閉じこもり予防、自殺防止など、メンタルヘルス対策の推進を図るため、講座・教室の開催や家庭訪問などを実施します。	健康づくり課
37. 精神保健相談体制の充実 継続	相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士や保健師などによる専門的相談体制を強化し、精神障害のある人及び家族に対する相談援助体制の充実を図ります。	社会福祉課
38. ひきこもりの人への相談支援 新規	関係団体・機関と連携し、ひきこもりの状態にある人やその家族へ相談支援を充実させ、より適切な支援につなげます。	社会福祉課

*喀痰（かくたん）：痰（たん）を吐くこと。また、その痰のこと。

基本目標 3 療育・教育体制の充実

現状と課題

子どもの成長に合わせた切れ目のない適切な支援が求められています。

- 障害のある子どもが、自分らしく、生き生きと育つためには、障害の早期発見・早期対応と、乳幼児期からの一貫した支援が重要となっています。
- 障害のある子どもの数は増加傾向にあり、障害の重複化・多様化や保護者の生活状況の現状を踏まえ、一人ひとりの実情に応じた支援が必要であるほか、日常生活の充実、保護者のレスパイトケア*や就労などの支援のため、放課後などの居場所の確保なども求められています。
- 近年、全国的に発達障害の疑いのある子どもが増加傾向にあります。発達障害は早い段階から適切な治療と教育を行えば、適応障害のない状態で成長することが可能であると言われており、早期発見・早期対応が重要となります。
- 当事者アンケートでは、子どもがライフサポートファイル「つながり」の利用について、「利用している」が2割強となっており、十分に利用されていないことがうかがえます。

障害のある子どもの社会的な自立に向けた特別支援教育の充実が求められています。

- 障害のある子どもの社会的な自立を目指し、個々のニーズに確実に応えるため、特別支援教育推進の体制づくりなどにより、地域の学校や支援学校、関係機関などの緊密な連携を図りながら、子ども一人ひとりの特性に応じて、自己の持つ能力や可能性を伸ばす適切な教育的配慮が必要です。
- 当事者アンケートでは、幼稚園、保育所（園）、こども園、通園施設などに通ううえで重要と思われるものについては、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が4割半ばで最も高く、次いで「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」と「放課後や夏休みなどの一時預かりができる場所を増やす」がともに2割後半となっています。
- 子どもの育成や教育に関してさまざまな悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と不安軽減に向けた取り組みが求められています。団体ヒアリングでは、「ペアレントメンター、ペアレントトレーニングについても進めていく必要がある。」といった意見が挙げられています。

*レスパイトケア：介護が必要な人が福祉サービスなどを利用している間、普段介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援。

ともに学び育つインクルーシブ教育システム*の推進が求められています。

〇一人ひとりのもてる力を最大限に伸ばし、主体性と自立性を促すうえで障害のある人もない人も等しくその教育的ニーズに応じられる教育が重要です。国では、ともに学び育つインクルーシブ教育システムを原則とした、すべての子どもが地域の学校で学ぶ機会を保障する体制と条件整備に向けた検討が進められています。そのため、共生社会に向けてインクルーシブ教育システムを促進させるためにも、基礎的環境整備と障害のある子どもへの必要な合理的配慮の提供など支援体制の充実が求められています。

施策1 就学前保育・教育などの充実

今後設置が予定されている「(仮称)子育て世代包括支援センター」と連携しながら、就学前の障害児の教育については、障害の早期発見・早期療育により、心身のよりよい発達を促進することが可能なことから、保健・福祉・医療との密接な連携のもとに、家庭教育の推進及び就学相談支援体制の整備を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
39. 早期療育相談支援体制の充実 継続	保護者など関係者に対する助言・指導などの早期療育相談支援の充実を図るとともに、発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の促進します。	社会福祉課 子育て支援課
40. 就学相談支援体制の充実 継続	就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育委員会、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談を実施し、一層の充実を図ります。	学校教育課 健康づくり課
41. 障害児保育の充実 継続	保育所(園)、こども園に通園する障害児の健全な成長を促進するため、保育所等訪問支援の活用を図り、保育士の障害児に対する理解を深め、障害児保育の充実を図ります。	子育て支援課 健康づくり課
42. 療育パンフレットの充実 充実	発達の遅れや障害のある子どもと、その家族が、居住する地域において安心して自分らしく生活できるよう、相談窓口・療育支援機関などの情報をまとめた冊子の内容の充実を図ります。	社会福祉課
43. 児童発達支援センターの設置 充実	障害のある子どもの療育や生活の自立に向け、児童発達支援センターの設置に向けた検討を行います。	健康づくり課 社会福祉課

*インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ、多様で柔軟な仕組み。そのため、基礎的環境整備の下、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が求められている。

取り組み	概要	担当課・機関
44. ライフサポートファイルの活用（再掲） 充実	入学した時や福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の特徴や歩みを始めから説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイル「つながり」を活用することにより、円滑な療育支援と関係機関の連携を行います。	子育て支援課 学校教育課

施策2 特別支援教育体制の充実

広域の特別支援学校と地域の小中学校が連携しながら、特別支援教育の推進体制の充実を図ります。また、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの発達状況に応じた指導ができるよう、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学相談体制や特別支援教育体制を整備し、学習環境の推進に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
45. 特別支援教育の指導・相談・研修の実施 充実	支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校・保護者に対して専門家による具体的な指導助言や相談の実施、研修会の開催などを行います。	学校教育課
46. 通級指導教室（ことば・発達障害）による指導の充実 充実	通級指導教室において、個別の教育支援計画と個別の指導計画のもと、指導・支援を行います。	学校教育課
47. 校内特別支援教育に関する校内委員会の充実 充実	各校に設置された特別支援教育に関する校内委員会を、特別支援教育コーディネーター*による活動の活性化などを通じて、充実させていきます。	学校教育課
48. 特別支援教育コーディネーターの活動支援 充実	保護者や関係機関への窓口となり、各学校で特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの活動を支援します。	学校教育課
49. 特別支援教育巡回相談員の充実 新規	支援を必要とする幼児児童生徒の学級担任などを専門的立場から支援する特別支援教育巡回員の充実を図ります。	学校教育課
50. 保護者及び家族支援の充実 新規	相談支援の充実を図り、より丁寧な個別支援を通じて、家族支援の充実を目指します。また、保護者同士の交流の促進や家族会の支援を行います。	学校教育課

*特別支援教育コーディネーター：学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解を深め、関係諸学校等や関係機関等との連携体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、①学校内の関係者や関係機関との連携調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。

取り組み	概要	担当課・機関
51. 障害のある子どもの放課後対策などの充実 新規	放課後などデイサービスなどにおいて、障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを推進します。	社会福祉課 子育て支援班
52. 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の充実 新規	一人ひとりの障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実に努めます。	学校教育課

施策3 特別支援教育の推進

支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
53. 特別支援教育の推進 充実	特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する専門性の向上に努めながら、一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。	学校教育課
54. 「個別の教育支援計画」等に基づく支援の推進 充実	支援が必要な児童・生徒に対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉・医療及び地域社会などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を作成し、適切に引き継ぐことで成長を多面的に支援します。	学校教育課
55. 適切な就学に向けた教育支援・相談の確保 充実	保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学に向けた教育支援・相談の実施に努めます。	学校教育課
56. 学校の施設・設備の充実 充実	学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材などの充実に努めます。	学校教育課
57. 進路指導の充実 充実	義務教育終了後の進路について、個々の障害の程度などに応じた、多様な進路選択ができるよう、教育、労働、福祉、医療などの分野が連携を取りながら進路指導の充実に努めます。	学校教育課

基本目標 4 雇用・就労の促進

現状と課題

障害の特性やニーズに応じた就労機会の提供が求められています。

- 就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で大きな役割を持ち、障害のある人の適性や能力に応じた就労の場の確保が求められており、特にハローワークや企業などの関係機関などと連携を図りながら、一般就労の裾野を広げていくことが必要です。
- 平成 28 年 4 月改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が施行され、各企業・事業所に対して、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助が位置づけられるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることとされています。
- 全国的に、障害者の職場への定着が重要視されており、改正障害者総合支援法においては、新たな障害福祉サービスとして、「就労定着支援」が位置づけられています。
- 当事者アンケートでは、仕事で不安なことや困ることについて、「特に困っていることはない」を除くと「給料・工賃が少ない」が2割半ばで最も高く、次いで、「身体の調子が悪い」が1割半ば、「人間関係がうまくいかない」「障害に対する職場の理解が不十分」が約1割となっています。
- また、今後どのような形で働きたいかについて、「障害を理解してもらって、一般企業での雇用」が1割弱で第3位となっています。
- 団体ヒアリングでは、「市役所におけるチャレンジドオフィスを実施してほしい。」といった意見が挙げられています。

福祉的就労及び受注機会の拡大が求められています。

- 障害のある人の職業を通じた自立に向け、障害の特性や病気などから一般就労が難しい場合もあることから、多様な就労の場の確保として福祉的就労の場を整備することや、工賃の向上を目指すため、障害福祉サービス事業所などの授産製品などの周知及び販路の拡大などへの取り組みが求められています。
- 平成 25 年 4 月に国等による障害者優先調達法が施行され、市町村は福祉施設からの授産品の購入や業務委託についての計画を策定し、毎年実績を公表することが義務付けられています。
- 団体ヒアリングでは、「農業や森林整備における障害者雇用や就労支援が必要である。」といった意見が挙げられています。

施策1 一般就労の促進及び定着

障害のある人の雇用機会の拡大と定着を図るため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと協力し障害のある人に職業の紹介や就職後の定着化を指導するとともに、関係機関などと連携して障害のある人の雇用促進及び定着を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
58. 障害者雇用の促進 継続	職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業、障害者試用雇用（トライアル雇用）事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用を促進し、職場への定着を支援します。	社会福祉課
59. 障害者雇用への理解と協力の促進 継続	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携し、障害者雇用に関わる制度・施策の周知を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業所に雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請します。また、障害のある人が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や働きやすい施設・設備の整備など、受入れ体制の向上を促進します。	社会福祉課
60. 職業能力の開発 充実	障害のある人の職業能力の開発を促進するため、県立障害者高等技術専門校などと連携を図り、入学指導の推進を図ります。	社会福祉課
61. 就労移行支援事業の推進 継続	一般企業での就労を希望する障害のある人の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う場である就労移行支援事業所の利用を支援するなど、就労移行支援事業を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を図ります。	社会福祉課
62. 学校教育における職場体験の充実 新規	特別支援学校生徒の産業現場等における実習ほか、生徒の特性に応じた実習の受入れ先の拡充を図り、卒業後の自立に向けた取り組みを進めます。	学校教育課
63. 市における障害者雇用の推進 新規	市役所における、計画的な障害者雇用の促進を図ります。	総務課

施策2 福祉的就労の場の拡大

各種福祉団体や事業所などの協力を得ながら、福祉的就労の拡大に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
64. 障害福祉サービス事業所などの充実 継続	就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所などが、障害のある人の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃賃金収入の向上を図れるよう支援します。	社会福祉課
65. 障害者支援施設などからの優先調達の推進 新規	障害者優先調達法に基づき、毎年、調達方針を策定します。また、市ホームページなどで障害者優先調達法の周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大します。	社会福祉課
66. 授産工賃確保の推進 新規	就労機会の確保と工賃賃金の増加を図るため、福祉的就労の場における授産品の販路拡大を支援します。	社会福祉課

基本目標 5 生活支援サービスの充実

現状と課題

障害の特性やニーズに応じた地域での生活を支援するサービスの提供が求められています。

- 障害のある人が地域で自分らしい暮らしを維持していくためには、生活や活動を支援するさまざまなサービスが適切に提供されていることが必要となっています。
- 市では、第4期障害福祉計画に基づき各障害福祉サービスを提供してきましたが、近年の障害者手帳所持者の増加などを踏まえ、各サービスの適切な提供が求められています。
- 団体ヒアリングでは、「障害のある人の『親亡き後』の生活を見据えた共同生活援助、施設入所支援の充実が必要である。」「福祉人材全般が不足している。とくに在宅ヘルパーの離職、不足が著しい。」「市独自の事業者支援や使い勝手のよいサービスの検討が求められている。」といった意見が挙げられています。

的確な支援につながる相談支援の充実が求められています。

- 障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から、相談支援体制を強化するための総合的な相談支援センターの設置が市町村に求められています。また、障害福祉サービスの利用におけるプロセスの見直しが図られ、サービス等利用計画作成の対象者が拡大されるなど、相談支援やサービス利用を支援する体制づくりが求められています。
- アンケート調査では、心配や悩みの相談先については、「家族や親戚」が約7割で最も高く、次いで「医師・看護師」「友人・知人」が2割前後となっています。また、「相談する人がいない」が1割に満たないものの、相談したくてもできない人が一定数いることがうかがえます。
- また、住みよいまちをつくるために必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が4割半ばで最も高くなっています。
- 団体ヒアリングでは、「アウトリーチによる相談支援の必要性が増している。」のほか、「他の事業所との連携が薄いように感じる。会合など、自由に情報交換や意見交換できる場があるとよい。」といった意見が挙げられており、包括的な支援に向けた支援体制の充実を望む意見が挙げられています。

施策1 在宅生活及び日中活動への支援の充実

障害のある人の在宅生活及び日中活動を支援するため、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの充実に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
67. 訪問系サービスの充実 <small>継続</small>	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下の訪問系サービスを提供します。 【居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】	社会福祉課
68. 補装具・日常生活用具利用の促進 <small>継続</small>	身体障害のある人や難病患者などの日常生活の円滑化を図るため、日常生活用具の給付や修理を行います。また、訪問や窓口相談を通じて、障害の特性に応じた用具の給付ができるよう検討を行います。	社会福祉課
69. 移動支援事業の充実 <small>継続</small>	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。	社会福祉課
70. 日中活動系サービスの充実 <small>継続</small>	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下のサービスを提供します。 【生活介護、療養介護、短期入所（ショートステイ）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター事業、日中一時支援】	社会福祉課
71. 共生型サービスの導入に向けた調査・研究 <small>新規</small>	高齢で障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、以下の障害福祉サービスについて共生型サービスの導入に向けた調査・研究を行います。 【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・短期入所（ショートステイ）】	社会福祉課

施策2 居住の場への支援の充実

それぞれの障害支援区分や家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づくグループホームなどの住まいの場の確保を推進します。

取り組み	概要	担当課・機関
72. 障害者総合支援法に基づく住まいの場の確保の支援 継続	障害者総合支援法に基づくグループホームなど、障害のある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの利用を支援します。	社会福祉課
73. グループホームなどの家賃助成 新規	障害者総合支援法に基づき、グループホームに入居する障害のある人の経済的負担の軽減を図るため、家賃の一部を助成します。	社会福祉課

施策3 相談支援体制及びネットワークの充実

各部門が一層連携を強化しながら、障害のある人や家族、介助者などが抱えるさまざまな問題の解決に向け、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。また、障害のある人への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関などの連携を図る場として香取市地域自立支援協議会や事業所どうしのつながりの強化を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
74. 市による相談の適切な実施 充実	市社会福祉課の障害のある人への相談窓口としての機能を強化するとともに、庁内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めます。また、手話通訳者の活用、プライバシーに配慮した対応など、きめ細かな配慮に努めます。	社会福祉課
75. 相談機関の充実とネットワーク化の促進 充実	さまざまな状況の障害のある人が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所では、体制の充実を促進するとともに、地域自立支援協議会の開催などを通じて、ネットワーク化を図ります。	社会福祉課
76. ケアマネジメントの人員の確保と質の向上 継続	障害に対しての理解や専門知識の向上など、相談支援専門員やホームヘルパーなどの資質向上を図ります。また、サービス等利用計画を作成する人材の適切な育成や支援を行うことにより、地域におけるケアマネジメント体制の充実を図ります。	社会福祉課

取り組み	概要	担当課・機関
77. 相談支援におけるピアサポートの研究 継続	ピアサポート（ピアカウンセリング）を実施するピアサポーターの育成、活用について検討します。	社会福祉課

施策4 コミュニケーション支援・情報提供支援の推進

地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援するFAX、パソコンなどの機器の貸与を行うとともに、重度の聴覚障害のある人に対しては必要に応じて手話通訳者の派遣を行います。

取り組み	概要	担当課・機関
78. 情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施 継続	地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。	社会福祉課
79. 手話通訳者の活用促進と養成支援 継続	手話通訳者の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図るとともに、手話通訳者の養成支援に努めます。また、市に手話通訳者を設置し聴覚障害のある人の事務手続きなどの利便を図ります。	社会福祉課
80. 要約筆記者の活用促進 継続	要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、制度の周知・啓発を図ります。	社会福祉課
81. 障がいの状況に応じた情報提供の充実 新規	広報紙をはじめとする行政情報について、音声化や音声コードの添付、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈づけなどを推進し、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。	社会福祉課
82. ウェブアクセシビリティ*の向上 新規	市ホームページ等で提供される情報を支障なく利用できる環境を確保するため、障害の特性などに配慮したホームページ等における情報アクセシビリティの向上に努めます。	秘書広報課
83. 福祉サービスの情報提供 新規	障害者福祉施策の制度改正について、市広報や市ホームページなどを利用した情報提供に努めます。	社会福祉課

*ウェブアクセシビリティ：障害のある人や高齢者といったホームページなどの利用になんらかの制約があったり、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できること。

基本目標 6 生活環境の整備・充実

現状と課題

誰もが利用しやすい公共空間の整備が求められています。

- 平成 18 年 12 月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の施行以降、さまざまな場面においてバリアフリー化が推進されています。また、近年では、年齢、身体の状態、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透してきています。
- 千葉県では、平成 8 年 4 月に施行された千葉県福祉のまちづくり条例が、近年の社会情勢やニーズに合わせて平成 26 年以降、毎年改正されています。
- 障害者差別解消法の施行にともない、建物などの整備にあたっては、合理的配慮を行うことが求められています。
- 当事者アンケートでは、外出先で困ることについて、「特に困っていることはない」を除くと「道路や建物の段差で移動しにくい」が 2 割弱で最も高く、次いで「車の通行時などに危険を感じる」が 1 割半ばとなっています。

気軽に利用できる移動手段の確保が求められています。

- 障害のある人の日常生活のための重要な交通手段である鉄道や路線バス、高速バスなどの公共交通機関は、施設面や運行面で、障害のある人への一層の配慮が求められます。
- 当事者アンケートでは、障害のある人が地域活動などに参加しやすくするために大切だと思うことについて、「会場までの移動・交通手段をよくする」が約 2 割で第 3 位となっています。
- 保健・医療面で困っていることや不安なことについて「交通が不便、移動が大変」が約 2 割弱で第 3 位となっています。

安心した生活に向けた住宅の整備への支援が求められています。

- 地域で安心して暮らしていくためには、暮らしやすい住宅の確保が最も大切なことです。障害のある人が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが、今後も求められます。
- 当事者アンケートでは、住みよいまちをつくるためにどのようなことが必要なことかについて、知的障害では「障害に配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保」が 3 割強で他の障害に比べて高くなっています。

地域での助け合い・支え合いによる一人ひとりの安心・安全の確保が求められています。

○平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、地域の絆の大切さが改めて認識されており、市では地域の見守り活動や災害時における要支援者の避難支援体制の確立に向けた仕組みづくりを進めています。

○当事者アンケートでは、地震や火事などの緊急時に重要だと思うことについて、「地域の人などによる助け合い」が 5 割半ばで最も高く、次いで「避難場所への特別な配慮や工夫」「避難場所までのわかりやすい案内」が 2 割台となっています。

○団体ヒアリングでは、「障害者・高齢者の状況に対応した防災訓練の実施が必要である。」「避難時に服薬の必要な人への医療的ケアが必要である。」「ハザードマップの更新にあたって、福祉施設の更新をすることが必要である。」「普段の隣近所のつながりが緊急時の支え合いにつながる。」といった意見が挙げられています。

施策 1 障害のある人にやさしい公共空間の確保

障害のある人への配慮はもとより、障害の有無を問わず子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して暮らすことができるよう、計画的なバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
84. 公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進 継続	公共建築物や道路、公園などの建設や整備にあたっては、障害のある人にやさしい公共空間づくりに配慮していきます。そのため、可能な限り、直接、障害のある人の意見を聞き、整備計画に反映させていくよう努めます。	財政課 都市整備課 土木課
85. 民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進 充実	バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を促進するため、駅や商店などの民間公益施設についても、あらゆる機会をとらえて関係機関に要請していきます。	社会福祉課

施策2 移動手段の確保

公共交通機関の充実促進や交通安全対策の推進を図るとともに、各種外出支援サービスの充実に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
86. 公共交通機関の充実促進 充実	鉄道や路線バス・高速バスなどの公共交通機関については、路線の確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを関係機関に要請していきます。	企画政策課
87. 交通安全対策の推進 継続	交通安全については、歩道やガードレール、点字ブロックなどの施設整備に努めるとともに、交通安全教室などにより交通安全に関する意識啓発に努めます。	環境安全課 土木課
88. 各種外出支援サービスの充実 継続	外出支援策については、障害のある人の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院等介助」、「同行援護」や地域生活支援事業の「移動支援」、その他の事業を重層的*に提供していきます。	社会福祉課
89. 外出に関する経済的支援制度の活用促進 継続	「鉄道・バス・タクシー等の運賃、有料道路通行料金」の割引制度に加え、外出に関する経済的支援制度として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を実施します。	社会福祉課

施策3 住宅環境の整備

住宅のバリアフリー化を促進するとともに、障害のある人が地域で継続的な生活ができるよう支援を行います。

取り組み	概要	担当課・機関
90. 住宅改造の促進 継続	「日常生活用具給付事業による住宅改修」などの利用を促進し、民間住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を図っていきます。	社会福祉課
91. 公営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進 充実	公営住宅については、改修の際にバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用に努めます。	都市整備課
92. 居住サポート事業の実施検討 継続	障害のある人の住宅賃貸契約を支援する「居住サポート事業」の実施を検討します。	社会福祉課

*重層的：いくつもの層にかさなっているさま。

施策4 生活安全の確保

自力で避難することが困難な障害のある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めます。また、障害のある人が、避難所などにおいて障害の特性に配慮した支援を受け、安心して避難生活を送れる環境を整えます。また、自治会などによる地域防犯体制の確立に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
93. 地域との協働による見守り体制の構築 継続	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会、自治会などと連携し、地域ぐるみで見守りネットワークづくりを推進します。	社会福祉課
94. 地域防災体制の充実 継続	市を中心に関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実に努めます。また、防災拠点のバリアフリー化に努めます。	総務課
95. 災害時要援護者支援計画の策定・推進 継続	災害時要援護者支援計画に基づく、個別支援計画の策定を推進し、福祉避難所の拡充など避難誘導手段、避難支援体制の整備に努めます。	総務課
96. 福祉避難所の拡充 継続	一般の避難所での生活が困難な障害のある人のため、福祉避難所の拡充に努めます。	社会福祉課
97. 災害時の障害者相談支援の実施 継続	関係機関や各種団体と連携し、障害種別に応じた災害時の相談支援を実施します。	社会福祉課
98. 公共施設等における防災対策の推進 新規	県と連携し、公共施設等において、障害のある人の特性に配慮した防災機器等や聴覚障害者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器など必要な日常生活用具の普及を図ります。	社会福祉課
99. 地域防犯体制の充実 継続	警察をはじめ各種団体と連携し、防犯意識の周知徹底や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。	環境安全課
100. 緊急通報システムの活用促進 継続	緊急時の通報手段の確保を図るため、聴覚障害のある人用ファックスなどの緊急通報システムの活用を促進します。	社会福祉課

基本目標 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進

現状と課題

障害の特性に応じた生涯学習・スポーツ活動の推進が求められています。

- 生涯学習・スポーツ活動などを充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るために大きな役割を果たします。
- 近年、生活に楽しさを求めたり、自ら積極的に社会参加をし、生きがいを求めていくニーズが急速に高まっています。今後は生涯学習・スポーツ活動を通し、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさが求められるよう、支援を強化していく必要があります。
- 団体ヒアリングでは、「町内の集まりやスポーツ・趣味・文化活動・生涯学習の場においては、コミュニケーションが困難なため、一般市民との交流や参加ができないことが多い。」といった意見が挙げられています。

障害のある人の生活の充実に向けて、当事者団体の支援や社会参画の促進が求められています。

- 障害がある人やその家族で組織された団体は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などだけではなく、市民の福祉意識の啓発や福祉制度・サービスの改革への要望につなげるといった役割もあり、一層の活性化が求められます。
- 団体ヒアリングの際に実施したアンケートでは、団体の現在の活動上の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」「役員のなり手がいない」「資金が不足している」が多くなっています。

施策1 スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

障害の有無に関わらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。

取り組み	概要	担当課・機関
101. スポーツ・レクリエーション活動の促進 継続	障害のある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進していきます。	生涯学習課
102. 施設・設備などの整備・改善 継続	障害のある人が、より元気に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。	生涯学習課
103. 指導者・ボランティアの育成 新規	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターのボランティア登録などを活用し、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者やボランティアの育成に努めます。	生涯学習課

施策2 生涯学習の推進

障害のある人もない人もともに活発に活動する生涯学習の推進を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
104. 施設・設備などの整備・改善 継続	障害のある人が地域における多様な学習機会に気軽に参加できるよう、障害のある人に配慮した学習施設・設備などの整備・改善に努めます。	生涯学習課
105. 生涯学習の各種事業への参加の促進 継続	障害のある人の学習ニーズに応じた講座の開設などに努めるとともに、情報提供や技術支援などを通じて、民間における学習の場への障害のある人の参加を促進していきます。	生涯学習課
106. 成果発表の機会の提供 継続	障害のある人の作成する文化作品などの発表機会の確保、字幕や音声ガイドによる案内サービスなどの充実に努めます。	生涯学習課

施策3 家族及び障害者団体への支援の推進

障害のある人の団体の一層の活性化を図ります

取り組み	概要	担当課・機関
107. 障害のある人、家族の支援及び団体の活性化 継続	障害のある人やその家族が、その障害に対する学習や意見交換、情報提供を行うとともに、障がいのある人の積極的な社会参加や交流を促進するため、各団体の活動支援を図ります。	社会福祉課
108. 各団体の相互交流の促進 継続	当事者団体及び障害のある人を支援する各団体間の相互交流を促進し、活動の活性化に努めます。	社会福祉課
109. ペアレントメンター制度の周知 新規	県と連携し、ペアレントメンター制度を周知し、利用を及びペアレントメンターの育成を促進します。	社会福祉課

施策4 社会活動への参加の促進

社会活動への障害のある人の参画の促進に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
110. 市政への参画の促進 継続	市で実施される各種施策・事業について、今後、可能な限り障害のある人の参画を促進します。特に、政策検討の場である各種審議会や委員会などへの積極的な参画を図ります。	社会福祉課
111. 障害のある人の社会貢献活動の振興 継続	障害のある人が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図るため、障害のある人自身が他の障害のある人を支援する「ピアサポート」活動などを支援していきます。	社会福祉課

第5章 障害福祉サービス等の提供

障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 障害福祉の充実のための成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

成果目標の考え方

国の指針	○2020年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○2020年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
香取市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえ、本市の実績や実状を加味して設定する。

成果目標

項目	目標
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	89人
【目標】地域生活移行者の増加	8人
	9.0%
2020年度末時点の施設入所者数（B）	87人
【目標】施設入所者の削減（B-A）	2人
	2.2%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標の考え方

国の指針	<p>○2020 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。</p> <p>○2020 年度末の精神病床における1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の設定。（都道府県が設定）</p> <p>○2020 年度末までの精神病床における早期退院率（入院後3 か月時点の退院率、入院後6 か月時点の退院率、入院後1 年時点の退院率）の設定（都道府県が設定）</p>
香取市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的な拠点の整備を検討する。

成果目標

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1（広域的な拠点の設置）

(3) 地域生活支援拠点等の整備

成果目標の考え方

国の指針	○2020 年度末までに、各市町村又は、各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
香取市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的な拠点の整備を検討する。

成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	1（広域的な拠点の設置）



資料：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○2020 年度末までに、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 ○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、2020 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。 ○就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、2020 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。 ○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本とする。
香取市の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、本市の実績や実状を加味して設定する。

成果目標

項目	数値
平成 28 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	5 人
【目標】2020 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (B)	8 人
	【B/A】 1.6 倍
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (C)	22 人
【目標】2020 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (D)	27 人
	【D/C】 1.3 倍
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数 (E)	1 箇所
2020 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数 (F)	1 箇所
	【E/F】 10 割
就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80.0%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標の考え方

国の指針	<p>○2020 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。</p> <p>○2020 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>○2020 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。</p> <p>○平成 30 年度 (2018 年度) 末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>
香取市の方針	<p>○国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、本市の実績や実状を加味して設定する。</p>

成果目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	1 箇所 (設置済み)
療育センターの設置	1 箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所 (構築済み)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	1 箇所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	平成 30 年度 (2018 年度) 末までに設置

第2節 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅介護ホームヘルパーによる身体介護・家事援助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者か重度の行動障害を有する者で常に介護を必要とする人に、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援か見守り、コミュニケーション支援などを行います。
行動援護	行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的・精神障害児・者が外出する際に、必要な援助を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■見込み量

介護者の高齢化などによる在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障害のある人の増加などを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。

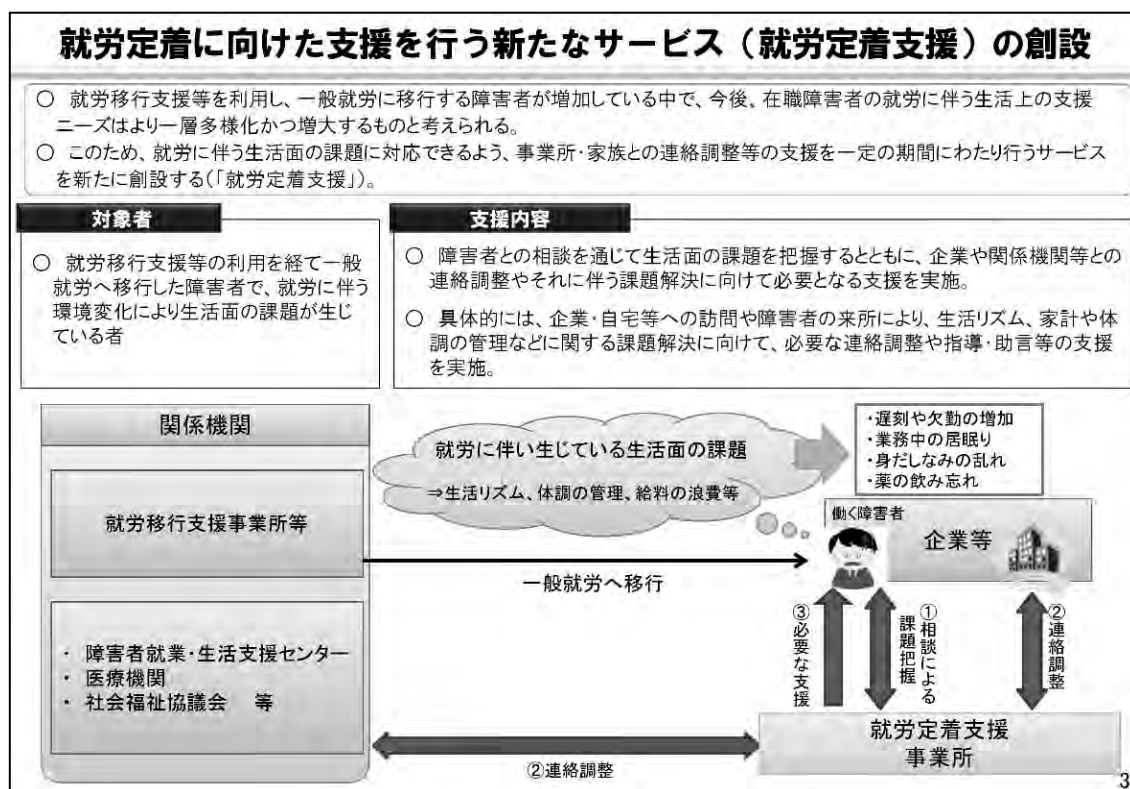
また、居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護などについては、地域共生型サービスの導入に向けた研究を行い、事業所の拡大を図ります。

サービス名	単位	実績値(平成29年度は実績見込み)			見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	74	82	86	110	126	142
	実人/月	1,271	1,336	1,391	1,500	1,550	1,600
重度訪問介護	時間/月	1	1	1	2	2	3
	実人/月	58	55	57	112	112	168
同行援護	時間/月	4	6	6	9	10	11
	実人/月	24	45	61	72	80	88
行動援護	時間/月	1	1	1	2	3	4
	実人/月	23	22	22	40	60	80
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 新規	利用者が就職してから、少なくとも6ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応などについて、職場訪問や家庭訪問などによる相談支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の疾病などのため一時的に介護ができない場合に、施設、病院で宿泊を伴った預かりを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行います。



資料：厚生労働省

■見込み量

各サービスについて、今後、地域生活への移行が進むことにより、さらなる需要の高まりが予測されます。現在、サービスを利用している人はもとより、入所施設からの地域生活移行者や特別支援学校卒業生などが適切なサービスを受けることができるよう、必要量の確保に努めます。

また、生活介護・自立訓練・短期入所（ショートステイ）などについては、地域共生型サービスの導入に向けた研究を行い、事業所の拡大を図ります。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度
生活介護	実人/月	187	191	197	205	215	225
	延人日/月	3,788	3,800	3,967	4,100	4,300	4,500
自立訓練（機能訓練）	実人/月	0	0	0	1	1	1
	延人日/月	0	0	0	15	15	15
自立訓練（生活訓練）	実人/月	8	7	3	5	5	5
	延人日/月	105	98	38	75	75	75
就労移行支援	実人/月	21	18	19	22	24	26
	延人日/月	419	344	335	440	480	520
就労継続支援（A型）	実人/月	13	14	17	21	25	29
	延人日/月	234	240	294	420	500	580
就労継続支援（B型）	実人/月	49	64	80	85	95	105
	延人日/月	828	1,069	1,386	1,530	1,710	1,890
就労定着支援	実人/月	/			10	10	10
療養介護	実人/月	9	9	9	9	9	9
短期入所（福祉型） （ショートステイ）	実人/月	31	35	40	45	50	55
	延人日/月	388	434	519	630	700	770
短期入所（医療型） （ショートステイ）	実人/月	0	0	0	4	4	4
	延人日/月	0	0	0	24	24	24

(3) 居住系サービス

■ サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助 新規	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

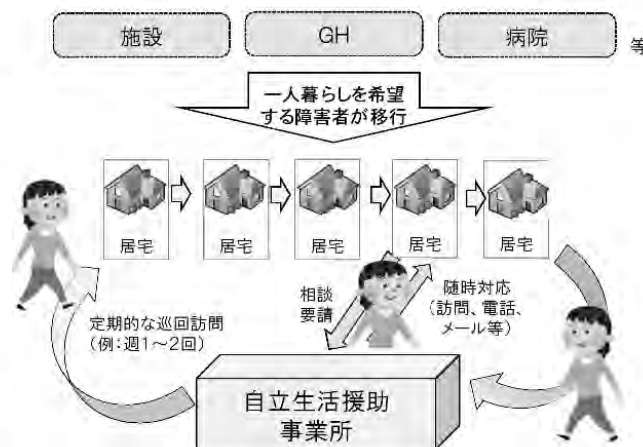
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する(「自立生活援助」)。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



2

資料：厚生労働省

■見込み量

親亡き後の不安や施設・病院から在宅に移行する障害のある人の増加などを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。

また、今後、地域生活への移行に伴い予測される需要の高まりに対応するため、広域的な取り組みの中で、サービス事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人/月	76	81	83	86	89	103
施設入所支援	実人/月	93	89	89	88	87	86
自立生活援助	実人/月				5	5	5

(4) 相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障害のある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態などに相談などの支援を行います。

■見込み量

地域移行によるグループホームなどの利用者の増加などを踏まえ、サービス等利用計画を作成する利用者数の必要量を見込みます。また、市内の事業者を中心にサービス提供体制を確保できるよう事業への参入を働きかけるとともに、相談支援専門員の段階的な増員や質の高いサービスの提供が行われるよう、サービス事業者との連携を図ります。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度
計画相談支援	実人/月	60	70	86	97	107	117
地域移行支援	実人/月	0	1	1	3	4	5
地域定着支援	実人/月	17	18	14	17	18	19

第3節 障害児福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 障害児通所支援

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 新規	重度の障害などの状態にある障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

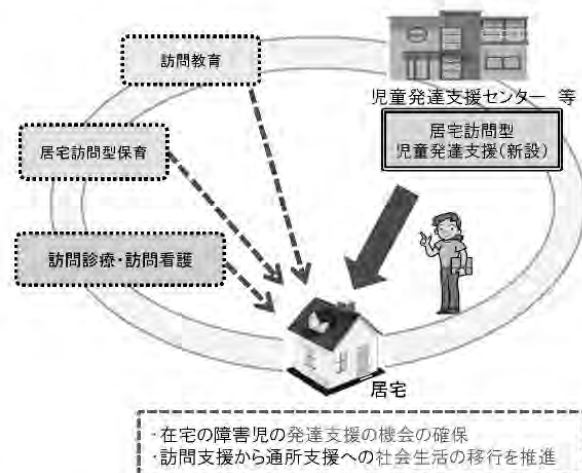
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



6

資料：厚生労働省

■見込み量

障害児の療育及び訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、市内の事業者を中心にサービス提供体制の確保に努めるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度
児童発達支援	実人/月	25	24	26	30	30	30
	延人日/月	130	85	97	120	120	120
医療型児童発達支援	実人/月	0	0	0	2	2	2
	延人日/月	0	0	0	8	8	8
放課後等デイサービス	実人/月	39	51	50	50	50	50
	延人日/月	387	576	578	600	600	600
保育所等訪問支援	実人/月	0	0	0	2	2	2
	延人日/月	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	/			2	2	2
	延人日/月	/			2	2	2

(2) 障害児相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成します。

■見込み量

地域で生活する障害児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、障害児支援利用計画の作成のための情報の発信などを行います。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度
障害児相談支援	実人/月	5	5	11	10	15	20

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援

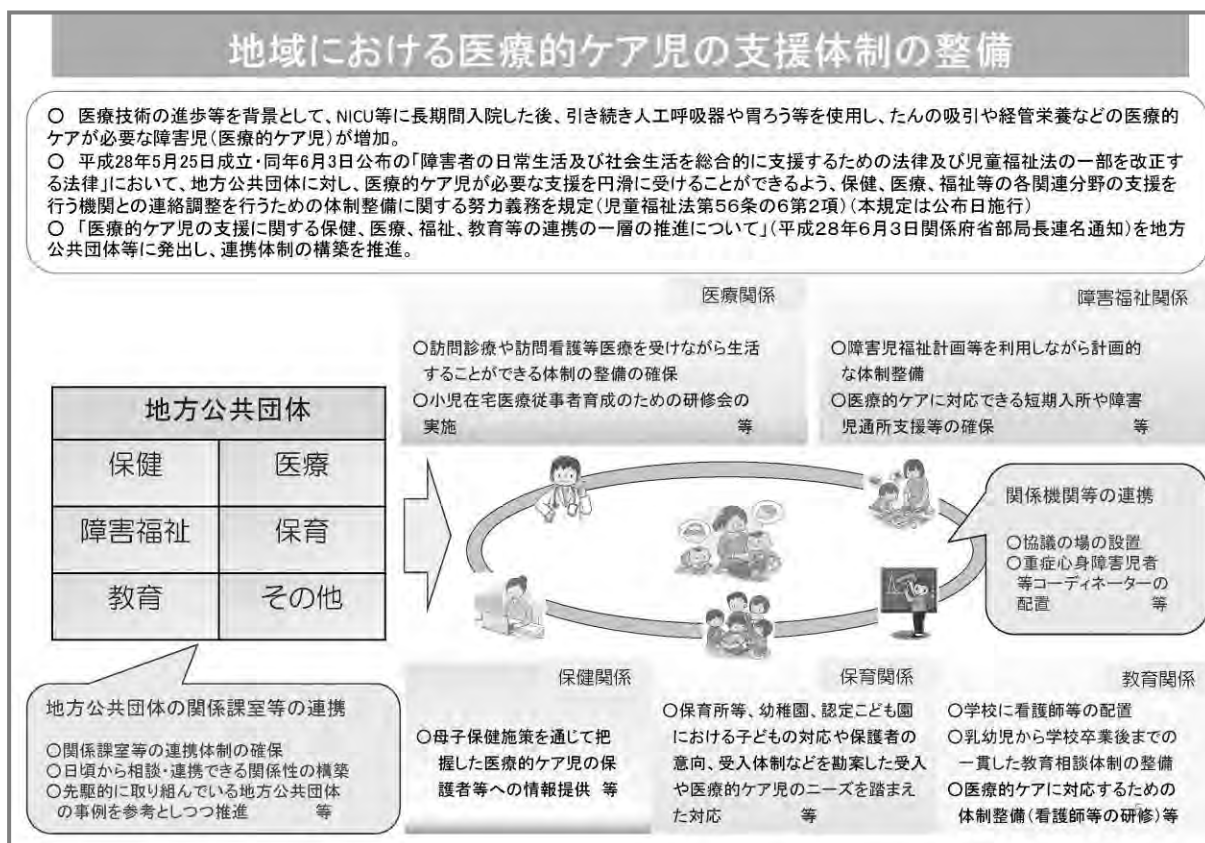
■サービスの概要

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 新規	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供を行うため、医療的ケア児に対する地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員など）を配置し、支援を充実します。

■見込み量

国の方針を踏まえ、各機関と連携しながら、コーディネーターの設置に努めます。

サービス名	単位	実績値(平成29年度は実績見込み)			見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(2018年度)	2019年度	2020年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	/			0	1	1



資料：厚生労働省

第4節 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 必須事業

■サービスの概要

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障害のある人などが日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。
②自発的活動支援事業	障害のある人などが自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。
③相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談支援事業 障害児・者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助などを支援するとともに、虐待防止などの権利擁護のために必要な援助を行います。 ●基幹相談支援センター 総合的な相談に対応するほか、権利擁護、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。 ●障害者自立支援協議会 相談支援事業の評価や困難事例への対応に係る協議、調整などを行います。 ●市町村相談支援機能強化事業 一般的な相談支援事業に加え、特に必要な能力を有する専門職員を基幹相談支援センターなどに配置し、相談支援機能の一層の強化を図ります。 ●住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居が困難な障害のある人に対し、入居にあたっての支援や家主などへの相談・助言などを行います。
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の市長申立てに要する経費及び市長申立後の後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
⑥意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障害のある人が公的機関などに赴く時に円滑な意思の疎通が困難な場合に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ●手話通訳者設置事業 聴覚障害のある人の意思疎通を支援するために、市役所社会福祉課障がい者支援班に手話通訳者を設置します。

サービス名	内容
⑦日常生活用具給付等事業	<p>重度障害のある人などに対し、日常生活用具を給付することで日常生活の便宜を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護・訓練支援用具 障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどの用具 ●自立生活支援用具 障害のある人の入浴補助用具や、聴覚障害のある人の屋内信号装置などの入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具 ●在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人の在宅療養などを支援する用具 ●情報・意思疎通支援用具 点字器や人工喉頭などの、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具 ●排泄管理支援用具 ストーマ用装具などの障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品 ●居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 手すりの取り付け、床段差の解消など、障害のある人の移動などを円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の助成
⑧手話奉仕員養成研修事業	<p>聴覚障害のある人との交流活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施します。</p>
⑨移動支援事業	<p>社会生活上不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際に、ヘルパーが移動の支援を行います。</p>
⑩地域活動支援センター事業	<p>地域活動支援センター事業は障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターを設置し、障害のある人に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。 地域活動支援センターでは、上記の基礎的な事業を行うとともに、施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類）に応じて、各種訓練などを実施します。</p>

■見込み量

障害のある人の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズを考慮しながら、必要な事業を実施するとともに、市の窓口や相談支援事業所などを通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

また、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、障害のある人の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、広報や相談支援事業などを通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

さらに、日中の居場所に対するニーズの高まりを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

サービス名	単位	実績値(平成 29 年度は実績見込み)			見込み量			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	
①理解促進研修・啓発事業	有無	無	有	有	有	有	有	
②自発的活動支援事業	有無	無	無	無	有	有	有	
③相談支援事業								
障害者相談支援事業	箇所	3	5	5	5	5	5	
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有	
障害者自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	有	有	有	
④成年後見制度利用支援事業	人数	3	5	5	7	9	11	
⑤成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	有	有	有	有	有	
⑥意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	681	687	667	700	720	740	
手話通訳者設置事業	人数	1	1	1	1	1	1	
⑦日常生活用具給付等事業（年間件数）								
介護・訓練支援用具	件数	7	1	4	2	3	3	
自立生活支援用具	件数	7	10	10	12	13	14	
在宅療養等支援用具	件数	6	9	4	11	13	15	
情報・意思疎通支援用具	件数	10	10	9	10	10	10	
排泄管理支援用具	件数	1,883	1,941	1,930	2,020	2,040	2,060	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	5	1	2	2	3	3	
⑧手話奉仕員養成研修事業	人数	9	8	6	8	8	8	
⑨移動支援事業	人数	21	22	27	24	25	26	
	時間	2,643	2,826	3,395	3,072	3,200	3,328	
⑩地域活動支援センター事業	市内	箇所	5	5	5	5	5	5
		人数	64	55	55	58	60	62
	市外	箇所	1	1	1	1	1	1
		人数	17	15	15	16	16	16

(2) 任意事業

地域生活支援事業における任意事業について、本市では現在、以下の事業を実施しています。

今後は、これらの事業について引き続き実施していくとともに、その他の任意事業については障害のある人のニーズを把握しながら、実施に向けた検討を行います。

■香取市で実施している任意事業(平成 29 年度現在)

- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 更生訓練費給付事業
- 知的障害者職親委託事業
- 障害者自動車運転免許取得助成事業
- 障害者自動車改造費助成事業

第6章 計画の推進体制

第1節 役割と推進体制

(1) 障害のある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障害の当事者、障害者支援施設、学識経験者、市民などのさまざまな立場からの参画を得て開催されている香取市地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方など、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

(3) 庁内体制の整備

障害福祉に携わる部署は、障害福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、まちづくりや道路交通、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、策定した職員対応要領の適切な運営に努めるとともに、社会福祉課が中心となり、職員による障害を理由する差別を防ぎ、合理的配慮を的確に行えるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 国・県との連携

国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のよりよい制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

第2節 進捗管理・評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込み量などの達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

市においては、庁内における進捗把握とともに、障害者団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、市民などから成る香取市地域自立支援協議会と連携して、点検と評価、改善策の検討を行います。

■「PDCA」のサイクルのイメージ

